

令和 3 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第2日）

6月24日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午後 3時09分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 木 村 恵 議員  
2. 北 市 勲 議員  
3. 安 藤 繁 議員  
4. 鈴 木 明 広 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	3	鈴木 明広	1. 脱炭素社会実現に向けた赤平市の取り組みについて 2. 行財政改革について 3. 公共施設等総合管理計画の今後10年間の実施見通しについて

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	7	木村 恵	1. 新型コロナウイルス感染症について 2. 教育行政について
2	5	北市 勲	1. 新型コロナウイルスワクチン接種について 2. 地域公共交通について 3. 移住・定住の促進について
3	4	安藤 繁	1. 太陽光発電施設の設置について 2. 赤平市の歴史・文化遺産について

○出席議員 10名

- 1番 若山 武信 君  
2番 東 成一 君  
3番 鈴木 明広 君  
4番 安藤 繁 君  
5番 北市 勲 君  
6番 伊藤 新一 君  
7番 木村 恵 君  
8番 五十嵐 美知 君  
9番 御家瀬 遵 君  
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 畠山 渉 君  
教育委員会教育長 高橋 雅明 君  
監 査 委 員 目黒 雅晴 君

選挙管理委員会  
委員長 壽崎光吉君

農業委員会会長 中村英昭君

---

副市長 永川郁郎君

総務課長 若狭正君

企画課長 林伸樹君

財政課長 丸山貴志君

税務課長 坂本和彦君

市民生活課長 井波雅彦君

社会福祉課長 蒲原英二君

介護健康推進課長 千葉睦君

商工労政観光課長 磯貝直輝君

農政課長 柳町隆之君

建設課長 林賢治君

上下水道課長 亀谷貞行君

会計管理者 斎藤政弘君

あかびら市立病院  
事務局長 井上英智君

---

教育 学校教育  
委員会 課長 尾堂裕之君

〃 社会教育  
課長 梶哲也君

---

監査事務局長 中西智彦君

---

選挙管理委員会  
事務局長 若狭正君

---

農業委員会  
事務局長 柳町隆之君

#### ○本会議事務従事者

議会事務局長 石井明伸君

〃 総務議事  
担当主幹 笹木芳恵君

〃 総務議事  
係長 伊藤千穂子君

(午前10時00分 開 議)

○議長(竹村恵一君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(竹村恵一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番伊藤議員、8番五十嵐議員を指名いたします。

○議長(竹村恵一君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長(石井明伸君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(竹村恵一君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、新型コロナウイルス感染症について、2、教育行政について、議席番号7番、木村議員。

○7番(木村恵君) [登壇] 議席番号7番、日本共産党の木村恵です。緊急事態宣言は解除されましたが、全国的にも感染者数は下げ止まりという状況となっています。東京都の昨日の新規感染者数は、619人ということでした。今朝の報道では、厚労大臣が宣言解除前からリバウンドの傾向が見られるなどと発言をしておりました。さらに、今強力な感染力を持つというデルタ株、インド型の変異株ですが、これが新たな脅威となっています。対策は、急務ではないでしょうか。しかし、通常国会はコロナ対策のために野党が延長を求めたにもかかわらず、与党側は重要法案が成立するめどが立ったと延長に応じ

ず、そのまま閉会となりました。国会は、政府が通したい法案を通すだけのものではないと思います。コロナ対策や五輪開催の是非、LGBT法案など通さなければならない法案もあったと思います。菅政権は、専門家のパンデミックの中の開催は普通はあり得ないという指摘を聞かず、オリンピックを何が何でも開催する姿勢に見えます。G7の支持を取り付け、国会を閉じた後に観客を入れて行うことを決定しました。専門家が無観客が望ましいと開催する場合の提言をしたにもかかわらず、その数は1会場1万人、関係者は別枠にするというものでした。大会開催による人の流れは最も多い日で都内でおよそ30万人に上ると言われています。医療逼迫がいまだに解消しておらず、さらに医療機関はワクチン接種をフル回転で行っている。デルタ株の影響が小さくても7月から8月、影響が大きければ7月前半から中旬にかけて宣言の再発令が必要になる可能性があるとした国立感染症研究所と京都大学の研究グループが出したシミュレーション結果を取り上げ、日本共産党の志位和夫委員長はこれだけリスクが拡大するという事実が示されているにもかかわらず、開催に突っ込むというのはまさに国民の命をギャンブルに賭けるようなもので、オリパラは中止しかない、五輪は自然災害ではない、政治の決断で中止できる、こう訴えています。私もそのとおりだと思います。赤平市でも運動会や体育大会は延期、火まつりはオンライン開催、その他の行事も軒並み中止としています。これは、市民の命と健康を守るための政治決断ではないでしょうか。G7の支持は、国民の支持ではありません。いまだに中止、延期を求める声は国内で多数を占め、東京商工リサーチが15日に発表した調査結果では64%の企業が中止、延期を求めています。桁外れの人流を生み、感染拡大のリスクを大きくするオリパラは中止すべきだということを改めて訴えていきたいと思います。そして、コロナ感染を封じ込め、国民の暮らしを立て直すことが政治の優先すべきこと、このように思います。このことも強く訴えていきたい、こう思います。

コロナ感染の封じ込めに効果があるとされるワクチン接種が今進んでいます。この1か月の間にも対象年齢の引下げやワクチンの保管条件の緩和、大規模接種会場の接種対象の変更などがあり、職域接種なども開始されています。職域接種に関しては、配送ができないなどの理由で開始から僅か2日で申請を止めることとなったと今日報道がありました。こういったことからオリンピック開催ではなく、ワクチン接種に力を集中すべきと私は思います。こういった様々な変化の中、赤平市でもそれらに対応しながら市民の命と健康を守るためにワクチン接種が進められています。市民の皆さんに状況をお伝えする意味も含めて、今回はワクチン接種についての質問をすることとしました。

それでは、質問を始めます。件名の1、新型コロナウイルス感染症について、項目の1、ワクチン接種について、要旨の1です。全国的にワクチン接種が始まり、日本経済新聞のデータでは6月14日の時点で65歳以上で少なくとも1回以上接種した人の割合、35.3%、2回接種は6.9%となっています。北海道では、1回以上接種が24.7%、2回接種が4.8%ということです。赤平市でも高齢者のワクチン接種が5月24日から始まっています。一昨日22日に市政報告でもありましたが、改めて現時点で65歳以上の方に全て接種券が送付されているということでしたので、予約状況及び接種状況、どうなっているのか伺いたいというふうに思います。

また、5月18日の行政常任委員会でも確認しましたが、高齢者の方々の接種は7月中に完了を目指しているということでした。これは、菅首相が希望する高齢者に対し7月末までを念頭に2回の接種を終えられるよう取り組むと4月23日の記者会見で発言したことに始まり、全国の自治体から難しいとの声が厚労省に上る中、総務省から催促とも取れるような連絡が来るので、それぞれの自治体が大変な苦勞と無理をして7月中に終わると答えている、そういった報道もありました。赤平市の担当職員の方々も大変苦勞されていると思います。しかし、こうい

うことがありますと、当然市民の方々は7月中に打てると期待をしてしまいます。赤平市では、果たして7月中に終わることができるのかどうか。無理はしていないか。私は7月末にこだわることはなく、安全にできるだけ早く行うことが望ましいと思っておりますが、見通しはどうか併せて伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 65歳以上の方の予約状況と接種状況についてでございますが、接種券を送付し、予約の申込みをされた方の割合は6月18日時点で83.7%となっております。接種状況ですが、ワクチン接種記録システムによると6月18日時点で1回目のワクチンを接種した方は2,789人、65歳以上の高齢者全体に対する接種率は60.4%、2回目の接種をした方は923人、接種率は20.0%となっております。高齢者の接種完了の見通しについてでございますが、市内医療機関の多大なご協力によりまして接種は順調に進んでおり、予約された方については7月末までに接種が完了する見込みとなっております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 18日時点で1回接種率60.4%、2回接種完了された方は923人と、20%ということでした。65歳以上の方は、7月末までに接種も完了する見込みだということが確認取れました。市内の医療機関の方にも大きな本当に協力をいただいて、順調に進んでいるということでした。予約の状況も83.7%ということですので、空知管内近隣市、新聞報道などに出ていますけれども、そういったところ等見ても大体同じかよいのではないかという印象を受けました。接種を済ませた市民の方々にお話を聞きますと、予約の対応や接種会場での対応、そういったものが本当に親切で、スムーズだったという声が多く聞かれます。関わっている全ての職員、医療従事者の方々には大変ご苦勞いただいていると思います。改めてこの場を借りて感謝申し上げますというふうに思います。引き続き安全に希望者にはできるだけ早く接種を進めていただくよう

お願いいたします。

次の質問に移ります。要旨の2です。高齢者以外の接種については、国のスケジュールに準じて接種券を送付していくこととして、決まり次第ホームページ等で周知するという事になっていると思います。当然7月以降の接種予約となると思われませんが、高齢者の方同様に段階的な送付となることが混乱を生まない対応だと私は考えます。他方、政府は6月10日に東京都と大阪府の大規模接種会場の予約状況に多く空きがある、空きが出ているとして、対象地域を全国に拡大をしており、さらにその対象を64歳にすることを検討していたと。通告の時点では検討でしたけれども、今実際にもうそうなっているということです。このことによって期限を切って赤平市で段階的に送付をしていくと、仮に大規模接種会場での接種を希望する市民がいた場合、まだ接種券が届いていないという方が出る。そういう方が予約ができないということになると思います。政府は地方の実態を把握した上でこのような対応を取っているのか私は理解し難いのですが、厚労省から混乱を承知で全市民へ接種券を送付するようにと、そういったことにも対応するようという指示などが出ているのでしょうか。赤平市ではこのことについてどのような対応を取るのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 64歳以下の方への接種の開始等に関する厚生労働省からの指示についてでございますが、4月末に事務連絡で通知があり、その内容といたしましては標準的には6月中旬に接種対象者に対し接種券を送付できるよう準備を進めていただく必要がある。その上で住民が混乱することがないよう接種体制や接種状況を確認しつつ送付時期を決定いただきたい。その際、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念されるため、時期をずらして段階的に送付することも可能とされております。当市といたしましては、65歳未満の方への接種券の発送時期につきましては今月下旬から年齢を区切って段階的に発送したいと考えております。しかし、議員のご質

問にもありますように、お手元に接種券が届く前に大規模接種会場など他市の接種会場で接種を希望される方もいらっしゃると思います。その場合につきましては、接種券の発行などについて個別に対応いたしますので、健康づくり推進係へご連絡いただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 通知に関しては基本的には6月の中旬に送付できるようにする必要があるとしながらも、混乱、混雑ですか、そういったものを避けるための対応も可能だというふうに幅がある通知があったということでした。自治体で例えば集団接種会場を設けて、先着順で接種しているところとかもあります。そういうところだと一斉送付というのも可能になってくるのかなと思いますが、しかし個別接種で予約をしっかりと取って接種を進めていく自治体では、なかなか一斉に送付するのは難しいのかなというふうに思います。だからこそ段階的な送付というのが合理的だというふうに思うのです。自治体の裁量に任せている通知とも取れるのですけれども、それならばなぜ東京、大阪の大規模接種会場を全国いきなり拡大するのかというのはちょっとやっぱり理解ができないというふうに思います。政府の進め方は接種を早めることに執着しているので、執着し過ぎていて、次から次へと、さっきも言いました、いろいろなことが変わっていくという、こういう印象が否めません。後先をしっかりと考えていないというか。結果として、今答弁にあったように、赤平市民でそういう大規模接種会場で接種したいという方がいらっしゃる場合は、個別に対応していかなければならないということになるのです。それほど市内でたくさんいらっしゃると思いませんが、ゼロではないと思いますので、しっかりと対応のほうはしていただきたいというふうに思います。

そこで、65歳未満の方々へは今月下旬から段階的に接種券送付するということでしたけれども、具体的にいつ頃からどのような区切りで進めていくのか

をお伺いしたいというふうに思います。

また、多くの方が働く世代になってきますので、都合よく予約が埋まっていかなくなることも想定されます。そこで、優先順位としてなのですが、医療従事者の方々や、そして高齢者、次いで高齢者施設などの従事者の方々というのが国の方針ですけれども、訪問介護サービスなど在宅サービス従事者は自治体の判断ということとされております。こういった方々を優先させていく考えというのはないのかを併せてお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 65歳未満の方々への接種券の送付についてでございますが、送付時期といたしましては来週6月28日月曜日から順次発送してまいります。年齢帯の区切りですが、4つの年齢帯に区切り、年齢が上の方から順に発送を予定しており、初めに60歳から64歳、以降50歳から59歳、40歳から49歳、39歳以下としております。訪問介護など在宅サービス従事者の方への優先接種についてでございますが、高齢者に引き続き接種していただくよう準備しているところであります。また、在宅サービス従事者のほかにも保育所、幼稚園の職員なども含め優先接種していただくよう併せて準備しているところであります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 65歳未満の方には来週、週明け、28日月曜日からということが確認できました。年齢の高い方から60歳から64歳、50歳から59歳、40歳から49歳、そして39歳以下と4段階に区切って順次発送されていくということが確認取れたと思います。インターネットの予約も今後は増えてくるというふうに予想されますので、この年齢帯、5歳ではなく10歳幅でやっても受付はそれほど混雑しなくなってくるのかなというふうにも思います。しかし、接種についてですけれども、今平日の時間帯、お昼の時間帯で打っておりますが、例えば行くことができないという方、出てくるかもしれません。そういった方の相談が多数出てくる可能性もないと

は言えませんので、土日や平日の例えば17時以降など接種を行うことはできないかどうか検討は行っておく必要が今からあるのではないかと思います。これに関しては当然医療機関との調整もあると思いますので、今日は指摘だけさせていただいて、要望ということにさせていただきたいというふうに思います。そして、よろしくお伺いしたいと思います。

そして、在宅サービスの従事者の方については、優先して接種できるように準備をしているということが確認取れました。さらには、保育所の職員さんとか保育士さんとか幼稚園の職員さんも同様に優先接種していくということ言われておりましたので、これは本当に大変いい対応だというふうに思っております。しっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の3です。国は、5月28日にファイザー社のワクチンの接種対象を16歳以上から12歳以上に引き下げました。小学校6年生から中学校3年生までが新たに対象となったこととなります。それほど知見が多くあるのかもよく分からず、いきなり対象年齢が引き下げられた感が否めないことから、多くの保護者の方々が不安、戸惑っているということだそうです。現時点で赤平市では高齢者は今年度中に達する年齢で段階的に接種券を郵送をしております。64歳以降も同様に今の方法で行っていくと仮定して、12歳、小学校6年生になるとこどうするのかということですが、厚生労働省は接種対象を接種する日に12歳以上というふうにしているということなのです。間違いが起こらないようにするならば、学年で一斉に送るということではないことになるのかなとも思いますし、仮に一斉に送ったとしても受け取った児童の分はかなり先の予約になるということになる、そういう子もいるということなのです。菅首相、希望する全ての国民に11月中に打ち終えたいということもさきの党首討論で述べておりましたが、12月以降生まれの児童は実質打てないということにもなってしまうのです。当然そういうことになるのかなと思います。つまりは学年

で打てる子、打てない子が出てきてしまうということです。学校単位での集団接種となれば打たないとか、あるいは打てないといった児童生徒、当然出てくること予想されますので、差別やいじめなどにつながる懸念というのもあります。生徒児童の集団接種、報道で先行して行うようなことを言った自治体で保護者から不安の声が出たという報道ありましたが、今後こういったところをどのように対応していくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 生徒児童への接種への対応についてでございますが、5月31日付で厚生労働大臣から対象年齢の変更について通知を受け、本市といたしましても12歳以上の方を対象に接種券を送付する準備を進めているところであります。ただし、12歳の方につきましては接種する日に12歳に達していることが条件でございますので、接種券の送付時期や申込み方法につきまして慎重に検討しているところであります。生徒児童の接種体制につきましては、インフルエンザなど今までのワクチン接種と同様に副反応が起きた場合の対応などを考慮し、医療機関での個別接種を予定しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 12歳の方への対応については、接種券の送付時期、申込み方法など慎重に検討されているということだと思います。空知管内でも8月や9月に全て打ち終わる予定だという自治体の新聞報道などもあります。こういった自治体では12歳まで含まれるのだと私思うのですが、接種できる児童とできない児童がやっぱり出てしまうということになると思うのです。また、ワクチン担当大臣が児童生徒は夏休みに打ってもらいたいという発言をしたことから集団接種をイメージしたのか、保護者からの反発が相次いだということを受けて、訂正するという報道などもありました。保護者の同意というのも当然これ要ることになるのだと思いますので、これらのことに振り回されずに

やはり慎重に進めていっていただきたいというふうに思うのです。結果的に早まって、時期が夏休みの時期と重なったということ、重なるということも考えられますが、12歳の方はそこで全員打てるわけではないというので特に慎重に進めてほしいと思います。今週に入ってから文科省も集団接種は推奨しないということも通知したと報道ありますが、赤平市では最初から集団ではなく、個別接種を予定していたということだと思います。その場で誰が打った、打たないということがやっぱり分からないということはいいいことだと思うのです。ただ、どうしても子供たちですので、ワクチンのことについて子供たちの中で話題になるということはこれ必至だと思うので、ワクチンの非接種、打たないことは悪ではないということをやっぱり十分理解してもらう必要があると思います。これについては、学校教育課や各学校などしっかり対策を取っていただきたいというふうに思いますが、一緒になって取っていただきたいと思いますが、これについての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ワクチン接種を受ける、受けないでいじめや差別されることはあってはならないことでございます。身体的な理由や様々な理由によってワクチン接種をすることができない人や接種を望まない人がおります。ワクチン接種は決して強制されるものではなく、それでいじめや差別されることは児童生徒だけでなく、全ての方にあってはならないことと考えております。赤平市といたしましても児童生徒は多感な時期でもございますので、関係各課と連携を取りながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] おっしゃるとおりです。決して強制されるものではないということですので。私もそう思います。子供の場合ではないですけれども、職場で強制されたり、異動させられたり、辞めなければならなかったなんていう報道もあった

ように、子供たちだけの問題ではなくて、全ての人にこれあってはならないというふうに思います。そして、答弁にも今ありましたが、児童生徒は本当多感な時期だというふうに私も思います。しっかり連携をしていていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

さて、今までの議論のように、政府の方針で対象年齢下げたり、いつまでに終わらせたいとか、接種対象を会場ごとに変えたりとか、そういうことされると、やはりこれから先、後半になってくればなってくるほどワクチンの管理というところ、廃棄とかにつながるおそれもあると。余剰ワクチンが出るおそれもあると、そういったことにつながっていくのではないかと思うのです。

そこで、次の質問に入りたいと思います。要旨の4です。ワクチン管理についてお伺いをしたいというふうに思います。先日川崎市でワクチン保管用の冷凍庫の不具合で6,396回分のワクチンを廃棄したという報道がありました。赤平市では、市立病院及び平岸病院にディープフリーザーが設置されています。これらが、停電等ですけれども、対応など問題ないのか伺いたいというふうに思います。

また、ワクチンの解凍後の冷蔵保存期間がこれも5日間から1か月に延長するということが厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の専門部会、了承したということ報道されておりました。いきなりこれも25日間も長く冷蔵保存できるということになったということになるのです。正直驚いたのですけれども、ある程度しっかり予約が埋まっていれば保管しやすくなるのかなという印象持ちましたが、現在赤平市ではどのような管理をしているのか、これも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ディープフリーザーの停電等の問題についてでございますが、あかびら市立病院、平岸病院ともに停電時でも使用可能な非常用電源を確保しております。ワクチンについてでございますが、ファイザー社製のワクチンの冷蔵保管期間が1

か月となりましたが、適正に解凍、冷蔵し、使用しております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕非常用電源を確保しているの、停電等は問題ないということでした。となると、管理の不具合出るとすれば故障であるとか、あるいは人為的なミスということになると考えられます。21日の新聞報道で釧路市でも1,002回分のワクチン廃棄という報道がありました。これは、大規模接種会場の冷蔵庫の温度が上昇したためということで、原因は不明ということだったのです。恐らく故障ではないかと。赤平市では今適正に管理しているということでしたが、具体的にあかびら市立病院の場合で、ワクチンの管理についてですが、ワクチンを解凍する、そして冷蔵保存する、そして接種に至るという過程なのですが、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（井上英智君） お答えいたします。

ワクチン接種に係る工程についてでございますが、市立病院では準備の都合等によりまして前日に解凍する場合もございますけれども、基本的には接種当日に解凍をし、即日使い切る形で対応しているところでございます。具体的には解凍には室温で30分程度要するわけでございますが、希釈後6時間以内に接種を行うこととされておりまして、一時的には冷蔵庫での保管を行いながらクリーンベンチや安全キャビネットの清潔な環境下において2名体制で希釈とそれぞれシリンジに詰める作業を行っております。また、別の1名が正しく作業をされているか、完了されているかなどの監査業務を行い、現在1日144名の接種を行っている状況でございますが、約3時間半ほどの工程を全て薬剤師が行っている状況でございます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕全て薬剤師の方で、前日解凍もあるが、基本的には接種日に解凍すると。

即日使う。解凍して、希釈後は6時間以内に接種をするということでやっている。2名体制で希釈やシリンジ詰めを行って、もう一人チェックする方がいるということでした。十分安全な工程になっているという印象を受けます。全国ではこの工程で希釈の分量であったり、注射器の使い回しがあったりと、そういったミスも発生していますので、しっかり複数で体制チェックされているということですので、こういった事例起きないように今後も引き続き注意して業務に当たっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の5です。先日5月18日の行政常任委員会で余剰ワクチンが発生した場合のキャンセル等について市内の高齢者施設、障がい者施設、社会福祉法人、警察、市役所などに協力要請をして、市民で対象年齢以上の方であれば年齢に関係なく急遽医療機関の要請に応じて接種を受けられる職員を確保すると、こういうしっかりとしたルールがルール化されているということが確認できました。その際の優先順位や急なキャンセルへの対応では誰が連絡を取っていくのか、あるいは接種券の管理はどうするのかなどについて私はそのとき指摘をしましたが、その後対応はどうなっているのでしょうか。

また、冷蔵保存が今言ったように1か月間可能となれば、余剰ワクチンはそれほど発生しないことになるのかというふうにも思ったのですが、逆にだからといってその日のキャンセルをそのままにしておくことで全体として接種が遅れることにもつながっていくということになるので、やはり急なキャンセル出た場合は、大変でしょうけれども、接種できる人を確保して、接種を進めていく必要があると思います。現在はどのように対応しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 余剰ワクチンが発生した場合の対応についてでございますが、現在は入院患者など病院内の調整で主に対処しており、事前に登録し

ていただいている職員の接種は数名となっております。協力職員の接種についてでございますが、要請する場合は医療機関が事前に登録されている協力事業所の担当者に電話をし、担当者から指名された協力職員が出向き、接種を受ける手順となっております。ファイザー社製のワクチンは冷凍から解凍しただけですと1か月冷蔵保存が可能となります。しかし、接種するためには生理食塩液で希釈が必要となり、その状態ですと6時間以内に使用しなければなりません。今後につきましても、急なキャンセルなど協力職員の対応によりワクチンの余剰が生じないよう継続して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 冷蔵保存期間が延びても、今言ったように、希釈をしまえば6時間以内、さっきもありましたけれども、に打たなければならないということですので、1バイアルで6回分ということですから、その間にキャンセルが生じれば、やはり6時間以内に協力職員に要請をしていくというようなことをしなければならないと。実際キャンセルも起きているということです。主に入院患者さんや病院内で調整で対応はできていたけれども、協力職員の接種というのも今始まってきているのだということだと思います。いずれにしても、キャンセルの対応の体制というのは今しっかり取れているのだというふうに確認することができたと思います。医療機関から直接連絡をしてもらっているということだと思いますので、大変負担を強いることになると思いますが、ワクチンを無駄にせず接種を進めることはできているというふうに思います。そうなりますと、この冷蔵保存の期間の5日間から1か月の延長というのはメリットがあるのかなと思いましたが、例えば大規模接種会場であるとか、そういったところではあるのかもしれませんが、個別接種で今の状態でいいですと、それほどメリットとなることもないのかなという印象を受けました。廃棄ワクチンなども出ないにこしたことはありませんが、今後は、先ほども言いましたように、予約状

況が詰めていけなくなるおそれもありますので、できる限りの対応というのをして、安全第一ということでやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。市町村別週間感染者数の公表について、要旨の1です。北海道は、道内自治体から個人の特定につながるの懸念が相次いだため発表を延期していた新型コロナウイルスの1週間ごとの市町村別の感染者数の発表、これについて30以上の都府県が市町村別で今公表しているということやきめ細かい感染対策に役立つとの判断を改めて行って、今週1週間分を来週、週明けの28日に発表するという方針を示しました。確かに住民の感染対策の意識を高めるかもしれませんが、小さな自治体では感染者が特定され、差別的な扱いを受ける懸念もあります。例えば風評被害や過剰な自粛などによって経済活動にさらなる影響が出るかもしれません。私はこの公表の仕方に関してそれほど否定的な考えではありませんが、様々な懸念を考えれば、やはりどこでどれだけ感染者が出ていようとも、大切なことは一人一人が感染対策をしっかりと行って、ほかの人がどこに行ったとか何をしたとか、そういった干渉しないことだというふうに思います。赤平市としても改めて差別や誹謗中傷などが起きないように啓発をしていく必要があると思います。この公表についての考え方、そしてさらなる啓発の必要性、このことについての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 北海道では、新型コロナウイルス感染者の居住地情報についてこれまで個人の特定を避けるため振興局管内単位で発表してきましたが、感染拡大防止の観点から地域ごとの感染状況を道民にきめ細かく提供することが重要と判断し、新たに市町村別に週ごとの感染者数を公表する方針が示されたところであり、これを受け、全道市町村にアンケート調査があり、本市といたしましては小さな自治体では個人が特定され、差別や誹謗中傷などを受ける可能性があることから、保健所単位で

の公表であれば差別などを回避できるのではないかとこの意見を付して回答してきたところであり、しかしながら、6月16日付で北海道から通知があり、市町村別感染者数の公表を行うということが正式に決定されたところであり、感染者が特定されることで個人や家族に対する誹謗中傷、干渉することはあってはならないこととあります。これらについては、繰り返し差別につながるような干渉や誹謗中傷が起きないように広報やホームページ、SNS等を活用し、引き続き周知してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 赤平市も保健所単位での公表であれば差別などを回避できるのではないかとこの意見をつけて回答していったということでした。これについては、正直何が正解というものもないわけですが、どんな公表の仕方が、感染者数、されたとしても個人を特定したり、家族や職場、そういったところの誹謗中傷、そういうことがあってはならないことだと全ての方が考えて行動してもらいたい、そういったメッセージをやっぱり出し続けるしかないということだと思います。これまでも感染した方が引越さなければいけなくなったなどということが他市町村でも起こっていると言われております。近隣市で士別市や滝川市で感染者が出たという報道が出たときは、やはりいろいろなわさの話が飛び交っておりました。少なからずそういったことで精神的につらい思いをした方が赤平市にもいると思います。先ほどのワクチンの非接種の話も、問題もそうですけれども、感染したから悪いというわけではない。感染イコール悪ではない。今では誰でも感染するかもしれない、そういう危険もあります。だからこそ一人一人の感染防止、そういった意識とほかの人への干渉しないということが本当に大切になってくると思います。引き続き周知をしていかれるということでしたので、より一層の理解が得られるように行ってほしいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の3です。市内飲食店等の状況について、要旨の1です。北海道には緊急事態宣言が5月16日から5月31日まで出され、さらに6月20日まで延長となりました。20日で解除されて、21日からは蔓延防止等重点措置ということになっています。20日までの宣言は全国的に見れば昨年4月、今年の1月に続き、今年4月25日に3回目ということになり、ゴールデンウィークにピンポイントでと言われていたものがさらに全国に拡大したために取られた措置だったというふうに思います。日本共産党は、この間自粛と一定に十分な補償が必要だと一貫して訴えてきました。赤平市では、昨年来市内飲食店等に対して積極的な独自の支援策を講じてきたと私も思います。それでも店を閉める判断をされた方も残念ながらいらっしゃると思います。それほど国民の我慢というのは今限界に来ていると言わなければなりません。飲食店を目の敵にしたような国の今のやり方は、本当に正しいのでしょうか。感染対策をしっかりと行っているお店にまで一律に休業、時短、酒類の提供制限、こういうことをされなければならない。こういう今の対策では、仮に第5波が来てしまえば、店を諦める方がこの先も増えてしまうように思います。実際緊急事態宣言が解除される前に東京、大阪、あるいは札幌でも酒類の提供を始めるお店が増えてきました。お店や従業員の生活を守るために仕方がないという報道があります。改めて補償の重要性、こういったものが問われると思います。市内の飲食店等は今回の緊急事態宣言で措置区域となったため、実際には36日間営業時間は20時、夜8時まで、酒類の提供は19時までという要請に協力をせざるを得なかったということですが、要請に応じた場合は緊急事態措置協力支援金が支給されることとなっております。5月16日から31日までの分は6月1日から受付が開始となっていると思いますが、市内飲食店等からの申請に関する相談などどうなっているのか、また要請への協力状況などはどうだったのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 緊急事態措置協力支援金の相談状況についてでございますが、緊急事態宣言による北海道の要請に応じた飲食店、カラオケ店等につきましては、飲食店向け支援として緊急事態措置協力支援金が支給されることとなっております。赤平市といたしましては、対象となる飲食店の皆様に対し5月18日付で「緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等事業者の皆様へのお願い」と題した文書を発送し、対象期間や道の要請内容についてお知らせしており、また緊急事態宣言の概要や詳細、要請内容についてもチラシを同封し、周知を図ってきたところでございます。特定措置区域である札幌市、石狩管内、小樽市及び旭川市以外の市町村は直接北海道への申請となり、5月31日までの分につきましては6月1日から申請受付が開始されております。商工労働観光課の窓口でも数件の相談を受けておりますが、多くの飲食店については商工会議所が申請の方法など相談に応じており、大きな混乱もなく申請されているようでございます。6月18日の時点で商工会議所会員につきましては対象事業者は全て申請されていると聞いており、引き続き担当課でも相談や申請の支援などを行ってまいります。6月1日以降の分につきましても今後申請要件などが順次示されると思っておりますので、北海道のホームページ等で情報を確認しながらスムーズな申請が行えるよう商工会議所と連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 対象の事業者は、会議所の会員では全て申請されているということがありました。担当課でも数件、商工会議所も多くの飲食店の相談に応じていただいているということで、これについては感謝申し上げたいというふうに思います。6月1日以降の分もスムーズに申請できるよう連携されていくということ今述べられましたので、しっかり引き続きよろしくお伺いしたいというふうに思います。北海道議会では、15日にこの協力支援金の補正予算が成立したということです。こちらでもぜひ急いで支給されるように働きかけのほう

も併せてお願いしたいというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、北海道は21日から蔓延防止等重点措置になっていると。今答弁にもありましたが、対象地域は札幌市のみと。札幌を除く石狩管内、旭川市、小樽市は独自の対策ということになっているということでした。赤平市の飲食店は、21からは通常営業ができるということになったと思います。しかし、当然支援金というのはまだ届いておらず、厳しい状況というのは続いているのではないかと思います。市内飲食店等の解除後の状況などはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 緊急事態宣言が解除された直後で営業を再開された店もございしますが、すぐに客足が戻るかどうか分ならず、不安もあり、大変厳しい状況だと聞いております。6月21日から7月11日までの蔓延防止等重点措置につきましては、赤平市は措置区域外となっておりますが、北海道から不要不急の外出を控え、重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を取ること、札幌市への不要不急の往来を控えるなどとなっております、加えて食事の際は感染防止がされていない飲食店の利用を控える、4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話のときにはマスクを着用する、路上や公園で集団での飲酒などを控えるなどの要請がなされているところがございますので、これまでどおりマスク着用や手洗い、うがい等リスク回避をする行動を徹底していただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 すぐに客足が戻るかどうか不安だということが述べられました。さらに、マスク、消毒、4人以内、少人数とか短時間とかいうことはやっぱり引き続き要請されているのだらうと思います。私は、できるだけこういった感染防止をしっかりと行った上で市内の飲食店を十分利用できるのではないかとこのように思うのです。当然お店側にも引き続き十分な感染防止対策を行っていただいた上でありますけれども、例えばテークアウト

トなどでもいいと思います。そういったことでぜひ、積極的に言うのはなかなか難しいですけれども、感染対策をお互いにしっかりと、できることやっけていきたいというふうに思います。7月にはおーあかびら！たすけ愛商品券も届くのかなというふうに思いますので、感染防止と市内経済活性化、文字どおりオール赤平で取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。件名の2、教育行政について、項目の1、公設塾について、要旨の1です。公設塾は5月から開始予定ということでしたが、緊急事態宣言によって公共施設が休館、休止されることとなり、公設塾として利用することができなくなったため、遅れが生じることとなりました。新聞でも報道されましたが、中学生は交流センターみらいが休館ということで市役所に場所移して、変更して6月2日から開設され、小学生は児童館などの会場が休館ということで、6月20日までの予定されていた分は中止ということになっています。現在は20日で解除ということですので、21日から解除ということですので、宣言が解除されたことにより21日、今週から公共施設は再開されているというふうに思います。今週からはどのように行っているのか、また中止となった分を例えば夏休みに振り替えることなど考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

新聞報道の写真ではパーティションなどが置かれていなかったように記憶をしておりますが、人数が少ないから置いていなかったということなのか、生徒児童数が多い場合にはしっかりと感染対策を行って実施されているのかということも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 公設塾につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言により実施施設の休館に伴い、開設を休止したところがあります。しかしながら、中学生対象の公設学習塾のみ学習意欲向上の必要性及び登録生徒数を考慮し

まして、代替場所である市役所会議室での実施が可能と判断し、午後8時までには終了するよう開始時間を早め、6月の2日、9日、16日の計3回開設したところであります。緊急事態宣言の解除後は実施施設の休館が終了したことから、小学生対象の子ども塾及び中学生対象の公設学習塾ともに年度当初の予定どおり児童館及び交流センターみらいで開設いたします。中止となった分の夏休みの振替につきまして、公設塾はカリキュラムに基づいているものではないこと、年間の実施計画に基づき開設日の設定を市内塾講師及び委託先と調整しており、また保護者に対しても周知済みであることから、実施については考えておりません。

あわせて、感染症対策についてのご質問ですが、学校においては学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、いわゆる学校の新しい生活様式に基づき個々の机が離れていることから、パーティションを置いておりませんが、換気等に気をつけるなど感染症対策をしっかり行いながら授業を実施しております。公設学習塾におきましても同様にパーティションは置いておりませんが、できるだけ距離を置き、換気等に気をつけるなど感染対策をしっかり行いながら実施をしております。なお、6月に場所を変更して開催いたしました中学生対象の公設学習塾は、登録数の関係から長テーブルに1人ずつ座るなど間隔を空けて実施したところであります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕今週からは当初の予定どおり行っていくということと中止されていた分、振替などは行わないということは確認できました。中学生の公設塾については、生徒たちの学習意欲がコロナ禍でそがれないように場所と時間など可能性を検討して緊急的に行われたこと、大変いいことだというふうに思います。コロナ対策についてはしっかり行っているということでありましたが、全国的には児童生徒のクラスターというのも発生しているところもありますので、より一層の感染対策を

行っていただきたいというふうに思います。

最後の質問です。項目の2、生理の貧困について、要旨の1です。家庭環境や生活困窮などにより生理用品が十分に手に入らないことから、児童生徒の健康や学習権を心配する声がコロナ禍で大きくなってきました。高校生以上の生徒、学生を対象としたアンケートでは、コロナ禍でアルバイトがなくなり、経済的に困窮する学生が増え、生理用品を買うのに苦労したと答えた学生は2割に上り、生理が原因で学校を休むなど生活に支障を来している生徒は約5割に上るという結果が報道されておりました。こういったことを背景に様々な団体が国や地方自治体に申入れを行っており、日本共産党も新日本婦人の会などと一緒に各地で申入れを行っております。そして、5月19日現在、全国で283の自治体が支援団体に提供して配付をしてもらう方法、あるいは学校や公共施設のトイレなどへ設置する方法で様々な取組を行っています。自分で購入できない小学生、中学生がこのような問題で学習などに参加できなかったり、悩んだりすることはあってはならないと私は思います。そこで、赤平市の小中学校ではこの問題に対して現在どのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 生理用品についてのご質問ですが、各学校では保健室に生理用品を常備しており、忘れた場合や緊急時など、その都度養護教諭が手渡ししたり、決められた置き場所から児童生徒が持っていけるようにするなどの柔軟な対応も行っており、消耗品的な用品につきましては無料で提供しているところでもあります。学校現場に確認したところ、利用する児童生徒は非常に少なく、現時点においては配付する、あるいはトイレに設置するなどの必要性は低いと考えておりますが、生理用品をトイレに設置した自治体ではトイレに置いたことで本当は必要だけでも、言い出せなかった生徒にも届くのではないのかと思いますとコメントもあり、今後学校現場と情報交換しながらその必要性について協

議していきたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕保健室に常備してあり、養護教諭が手渡したり、決められた置場から持っていけるような対応をしていると。また、無料で提供しているということが確認できた。一定の対応はされているというふうに思います。トイレに設置する必要性は低いと考えているということでしたけれども、その後述べられたところ、本当は必要だったけれども、言い出せなかった生徒という部分、非常に大切だというふうに思います。生理の貧困については、国際NGOプラン・インターナショナルが日本の実態を調べたところ、生理用品を買うことができなかつたり、ためらつたりした理由として、経済的な理由以外に自分で買うのが恥ずかしいからと答えた人が18%、親に頼むのが恥ずかしいというのを含めると実に25%に上っているということでした。こういった児童生徒は、保健室に行くこともためらっているかもしれないです。トイレに設置するのは管理の面などいろいろ課題もあると思いますが、設置することでより多くの子供たちが救われることになるというふうに私は思います。協議していくということでしたので、ぜひ実施のほうにつなげていただければいいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたします。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、新型コロナウイルスワクチン接種について、2、地域公共交通について、3、移住定住の促進について、議席番号5番、北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕議席番号5番、新政クラブ、北市勲でございます。通行に従いまして

質問いたしますので、ご答弁のほどよろしく願い申し上げます。

件名1、新型コロナウイルスワクチン接種について、項目1、予約受付と接種券送付についてお尋ねをいたします。このたびの新型コロナウイルス感染症については、世界的なパンデミックになり、連日テレビや新聞で感染者数等の報道がされ、コロナウイルスの感染拡大防止の切り札となるワクチンの接種に関心が高まっております。本市においてもコロナワクチンの供給不足と2回接種という今までに経験のしたことのないことから、予約受付や接種予約に相当な混乱が予想されると思いましたが、65歳以上の高齢者に対する事前予約についてはインターネットや電話での事前予約受付について5段階受付となり、また一定期間置くことによって接種券送付は混雑を避けるために非常にすばらしいやり方であると多くの市民が好評しているし、私どもも高く評価をしております。しかし、既に接種された医療従事者等の優先接種者に対し重複して接種券が送付されました。受け取った市民から2回も終わっているのにまだ要るのですかとか、この接種券来たらどうしたらいいのでしょうかというような問合せがございました。ワクチン接種に関して赤平市のワクチン接種対策室が一元管理したにもかかわらず、なぜこのような重複送付がなされたのか、これについて説明をお聞きいたしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 優先接種者に対しまして重複して接種券を送付したことについてでございますが、優先接種の対象となります医療従事者等は、市区町村で接種券が発行される前に先行して接種しなければならぬこととなりました。そのため、接種券番号がない接種券付予診票を医療機関が独自にワクチン接種円滑化システム、これ一般的にはV-S I Sと言われているものでございますけれども、これを使用して発行して、接種を実行することとなっております。しかし、ワクチン接種円滑化システム、これは一般的にV-S I Sでございますけれども、

これとワクチン接種記録システム、これはVRSと  
言われております。これとは全く連携しておらず、  
接種券付与診票には接種券番号等の情報はな  
いため、接種をした後に医療機関がワクチン  
接種記録システム、VRS専用のタブレットで  
情報を読み込み、登録することはできない仕  
様になっております。医療従事者の接種記録  
をワクチン接種記録システム、VRSに登録  
するためには、接種後に医療機関から接種  
券付与診票を市町村に提出していただき、住  
民情報と突合し、接種券番号を付与し、接  
種日や接種場所、接種医師、ワクチンロッ  
トナンバーなどを一人一人登録する必要が  
ございます。そのようなことから、医療従  
事者の接種を確認し、当該接種券を抜く作  
業を行ってから発送することとなりますと、  
一日でも早くワクチンを待ち望む市民への  
接種券の到着がますます遅くなってしま  
います。したがって、新型コロナウイルス感  
染症に係る予防接種の実施に関する手引に  
医療従事者等について接種券の発送の対  
象から除く必要はないと示されております  
ことから、一日も早く接種券を届けるよう  
判断したところでございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] ただいま説明  
いただきましたけれども、このワクチン接  
種円滑化システムとワクチン接種記録シ  
ステムが連携していないということで、  
新型コロナウイルス感染症に係る予防  
接種の実施に関する手引により医療従  
事者等については接種券の発送の対  
象から除く必要はないということで重  
複送付が生じた、ということなので  
す。少なくともこういうことは市民  
には分からないわけですね。役所  
の中で分かっていても市民が分  
からない。分からないから、  
そういう問合せが生まれてく  
ると。

そういうことで、ここに関して何  
点かちょっとお聞きしますので、  
まずよろしくお願ひいたします。  
これで2回接種終わった方々が  
3回目の接種された市民はいた  
のかどうか、この辺を確認いた  
したいと思ひます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 医療従事者として  
2回接種し、その後一般高齢者  
として3回目の接種をした方は  
いないのかというご質問だ  
ったと思ひますけれども、  
医療従事者の接種記録と一  
般高齢者の予約及び接種  
記録等、担当課にて突合  
したところ、3回接種した  
方は確認されませんでした。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] いな  
かったということで、よ  
かったと思ひています。  
接種が3回がいいのか  
悪いかはまだそういった  
エビデンスもないので、  
分かりませんが、今使  
われているファイザー  
のワクチンは2回接種  
すると抗体が約90%  
からつくということな  
ので、3回目がいいか  
悪いか分かりません。  
そういうことが市民の  
不安が起ったことで  
ないかなと、このよう  
に思ひますので、これ  
についてもまたひとつ  
今後ないようにお願ひ  
したいと思ひます。

続きまして、2のワクチン  
接種記録システムデー  
タ連携改修で接種券の  
未送付や重複送付を未  
然に防止するための機  
能や方法はなかったの  
かお願ひしたいと思  
ひます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ワクチン  
接種記録システム、VRS  
の改修と接種券の未送  
付や重複送付を未然に  
防止する機能や方法に  
ついてでございますが、  
ワクチン接種記録シ  
ステム、VRSにつきま  
してはこれは新型コロナ  
ウイルスワクチンの円  
滑な接種を支援するた  
めに国が整備したシ  
ステムで、全市町村が  
利用しております。今  
まで各市町村では接  
種記録を手入力や外  
注で予防接種台帳に入  
力していたため、記  
録するには二、三か  
月を要しておりましたが、  
このワクチン接種記  
録システム、VRSでは  
接種した方の接種券  
に記載された情報を  
専用のタブレットで  
読み込み、登録して  
いただきますと、各  
市町村は住民の方  
の接種情報を予防  
接種台帳へ取り込  
むことで迅速に把  
握できる仕組みに  
なっております。当  
市におきましても  
予防接種台帳へ取  
り込むための連  
携改修

を行い、現在活用しているところでございます。しかし、接種券付予診票には接種券番号等がないため、専用のタブレットで読み込み、システムへ登録はできない仕様となっております。さらに、ワクチン接種記録システム、VRSのデータ連携改修についてでございますが、接種券付予診票を発行するワクチン接種円滑化システム、V—S I Sとは全く連携していないことから、重複送付の未然防止等を行うことはシステム上不可能でございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまの説明で優先接種者に渡された接種券付予診票を発行するワクチン接種円滑化システムとワクチン接種記録システムとは連携していないことから、重複送付を未然に防止することはできなかつたと、システム上も不可能であるということでございますので、理解はいたしました。

そこで、現在この2つのシステムが連携されているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ワクチン接種円滑化システム、V—S I Sとワクチン接種記録システム、VRSは現在も連携はしておりません。5月28日に国によるワクチン接種記録システム、VRSの改修が行われたものの、連携はしておりません。改修内容は接種券付予診票の接種情報を自治体が一つ一つ手入力でき登録できるようになっただけでございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 分かりました。要は連携されていないけれども、今回の記録システムの改修については5月28日に手入力できできるようになったと、こういうことと理解してよろしゅうございますか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 手入力による登録ができるようになっただけの改修となっております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 分かりました。

次、先ほど来接種券の発送の対象から除く必要はないということで、こういうことを答弁いただきましたけれども、今回の重複送付の件は当初から予想されていたと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当初から重複送付については予想されていたことなのではないかというご質問でございますけれども、当然システムが連携しておりませんから、当初からこういうことは予想はしてございました。ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、国の取決めによりますと重複してしまうこともやむを得ないのかなというふうに考えてございます。重複して送付されてしまいました市民の方には大変申し訳ないところでございますけれども、送付された方は恐らく医療従事者ではないかなというふうには考えておりますけれども、医療従事者の方である意味よかつたのかなというふうに思いますけれども、やはり混乱を招いたということは率直におわび申し上げたいというふうに思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

北市議員、マイクから少し離れると声が……

○5番（北市勲君） はい、分かりました。

○議長（竹村恵一君） お願いいたします。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 今市長さんから申し訳ないということでもございましたけれども、想定されたわけですから、もう少し丁寧な説明があればそういった不安を感じる市民も出なかったのではないかと、このように思っています。もし今後こんなことあれば、丁寧な説明お願いいたしたいと思っております。

次に、64歳以下の市民に対する受付及び接種予約については、先ほど同僚議員から質問ありましたけれども、確認のため再度ご答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 64歳以下の接種券の送付についてでございますけれども、大きく4つの年齢帯に

区切り、年齢が上の方から順に発送を予定しております。初めに、60歳から64歳、以降50歳から59歳、40歳から49歳、そして39歳以下としてございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 高齢者の予約等で5歳ごとに、そしてなおかつ間隔を置いて接種券を送付したことについては、先ほども評価したとおり、混乱を招かないという意味では非常にいい方法だと。今回は自治体ごとになりますか、そういうことで、こういうことであればかなりの混乱は避けられるだろうと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、項目2の接種受付についてお尋ねをいたします。市立病院における接種受付は、現在は病院の職員による努力によって円滑に進められておりますが、多くの高齢者は安心して受付を済ませて、接種もしております。しかし、5月24日の接種受付初日は多くの高齢者が集まって、混乱とは言いませんが、かなり混雑した状況にありました。これについては、病院職員の努力によって適切な対応により大きな混乱に至らなかったことは大変喜ばしいことであつたと、私も現場で見えておまして、そう感じておりました。このような場面にコロナウイルスワクチン接種対策室の総責任者である市長さんがこの辺の職員への激励や市民への対応について視察をするというように、顔出すということを私はしているだろうと思っていたのですが、市長さんも副市長さんも顔が見えなかったと。これはどういうことなのだろうかなと思って、このときに顔を出さなかったことについての理由も含めて、こういう場面での市長、副市長の役割というものをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ワクチン接種の責任者としての病院職員の激励や市民への対応についてでございますが、私は市長としてワクチン接種が新型コロナウイルス感染症対策の切り札であると考えており、希望する市民の皆様に接種を受けていただけるよう

全力で取り組む所存でございます。現在高齢者の接種が順調に進んでおりますが、これは何よりも赤平市医師会をはじめ平岸病院、佐々木内科クリニック、あかびら市立病院がこの接種事業に懸命に取り組んでいただいているおかげと感謝申し上げる次第でございます。高齢者の一般接種が5月24日から市内医療機関で始まり、5月27日に視察をさせていただきましたが、そこでなぜ初日に病院へ顔を出さなかったのかというご指摘でございますが、私としては接種初日は現場の混乱が多少なりともあることが予測され、自分が顔を出すことで職員に気を遣わせたり、邪魔をしてはいけないというふうを考えまして、初日である24日の視察は差し控えさせていただいたところであります。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 市長が顔出すと職員に気を遣わせたり、邪魔をしてはいけないと感じて、行かなかったと。大変優しい気遣いをされたらと、このように思っておりますが、しかしこれはちょっと市長さん、考え方違うのではないですか。やはりもちろん職員も大事です。しかし、市民目線がそこになればやっぱりちょっと赤平市のトップリーダーとしての立場は違うのではないかなと、このようになりますけれども、そういうことであればぜひ今後もその優しい気持ちを持って、顔出さないことの姿勢を続けていただきたいと思います。これについては答弁は要りません。

項目3、副反応に対する対応についてお尋ねいたします。副反応については注射部位の痛み、全身の倦怠感、頭痛、発熱などですが、接種1回目も2回目も発現しております。特に接種2回目のほうがより強くなる傾向にあるという報告が出ております。職域においては業務の停滞を避けるため交代制で接種を実施したり、あるいは接種後の翌日にはワクチン休暇を設けるなど業務に支障が出ないような様々な工夫を凝らしておりますが、赤平市役所でも当然ながら業務に支障の出ないような対策を考えていると思っておりますが、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市職員の新型コロナウイルスワクチン接種に関する対応についてでございますが、現在高齢者に対するワクチン接種が順調に行われており、今後64歳以下の方へのワクチン接種を進めていくこととなりますが、その際市職員も順次接種の対象者となってまいります。ワクチン接種につきましては個人の意思となることから、職員においても市民と同様にそれぞれが申込みを行い、日時を決めることとなります。本市においては医療機関での接種となることから、予約日時が勤務時間内となる場合は口頭にて所属長に申し出ることで勤務を離れてワクチン接種に行けるよう取り扱うこととしております。また、接種1回目、2回目の回数にかかわらず、副反応と思われる発熱や体調不良が見られる場合は無理をさせることはなく、仕事を休んでもらいたいと思っております。その際、職員は年次有給休暇ではなく、国家公務員の取扱いと同様に勤務する義務を免ずるという義務免除での休みといたします。これらの取扱いにつきましては、既に職員宛てに周知いたしているところであり、職員自らのワクチン接種に当たって日時の設定や手続が気兼ねなく行えるよう環境を整えております。個人での対応が基本としましても、職員が一斉にワクチン接種をして、まとまって多くの職員が勤務を離れたり、休んだりしてしまうと業務に支障が出るおそれがございます。そのため、あくまでも任意ではありますが、職員が接種を申し込む際にはあらかじめ所属長に日時を相談するなど、それぞれの職場で職員がなるべく重ならないように調整することも必要と考えております。

以上、市の業務が滞ることのないよう配慮しながら市職員を含めた市民のワクチン接種がスムーズに進められるよう努めてまいります。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ワクチン接種については既に職員に周知をされているとのことですが、大事なことは職員の健康を守ることとかつ副反

応によって業務の停滞が、あるいは支障がないことでもありますから、所属長の采配といたしますか、判断が求められますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

件名2、地域公共交通についてお尋ねをいたします。項目1、地域公共交通活性化協議会の進捗状況についてお尋ねをいたします。地域公共交通活性化協議会を立ち上げてから第1回及び第2回の分科会の報告を受けましたが、その後分科会、あるいは協議会の開催はされたのか。開催されたのであれば、開催日はいつであって、開催形式はどのようなものなのか、また協議内容についてもお知らせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 地域公共交通活性化協議会の進捗状況についてでございますが、本年2月15日の行政常任委員会において担当の企画課よりそれまでに開催されました分科会の内容について報告をさせていただきました。それ以降の会議の開催状況及び協議内容につきましては、3月に書面開催ではございますが、第2回目となる地域公共交通活性化協議会を開催しております。内容につきましては、第1回、第2回の分科会で取りまとめた赤平市公共交通の現況、問題点、課題と方向性について協議会委員にもお示しさせていただき、承認をいただいたところであります。

次に、新年度に入り、5月26日に1回目となる分科会を開催する予定で案内をしておりましたが、緊急事態宣言の発令を受けまして、急遽中止とさせていただきます。協議案件につきましては、分科会でお示した後協議会に諮る予定でございましたが、分科会委員に個別にご説明した上で分科会を経ずに5月26日、協議会委員へ書面を送付、令和3年度第1回目となる活性化協議会を書面会議で開催いたしました。内容につきましては、報告事項として令和2年度事業報告、現況実態調査報告、委員の交代についての3件の報告をさせていただきました。また、協議事項につきまして令和3年度協議会予算

案、令和3年度事業計画案、役員、監事の選任についての3件でございまして、いずれもご承認いただいたところでございます。

なお、今年度の活性化協議会の事業は、国の補助金を活用するため協議会にて全て予算執行しなければならず、交付決定前の着手は認められない規定となっておりますが、5月27日に交付決定となったところであります。

今後につきましては、交通空白地域にお住まいの方や介護認定を受けられている要支援者などに対してニーズ把握調査を実施するとともに、既にアンケート調査依頼中でございます高校生アンケート調査の回収、集計、分析も併せて進めてまいります。それらの結果も参考としながら実証運行も実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] コロナの関係で書面会議ということで、会員の皆様というか、協議会のメンバーの皆さんから具体的な討論もできなかったとそのように察しますが、報告事項として3件、協議事項3件として、具体的な今後の方向についてはこのアンケートを基にされるということでございますので、理解をいたしました。1回目、2回目の分科会では実施形態についてもいろんな意見がございましたが、これについてもこれから決まってくるのだらうと思います。

それで、次の質問入りますが、実証運行は本年度中に実施されるとのことですが、本年も半年を過ぎようとしております。本年中に実施予定されている実証運行につきましては、運行形態や運行日時案など、今のままでは決まっていないと、そういうふうに判断してよろしゅうございますか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 実証運行の実施形態や実施日時などのスケジュールについてでございますけれども、発注者を協議会とする地域公共交通計画策定支援業務の指名競争入札を終えたところでございまし

て、これから早急にコンサルとも話を詰めていく予定でございます。したがって、実証運行についてまだ具体的にお話しできる段階にはございませんが、果たしてどの程度の利用があるのか、どのようなモビリティ、どのような運行形態が最適なのかという判断も重要になってまいります。既存の公共交通を守りながら、それを補完する持続可能な交通を目指すところではございますが、当然リスクを伴うものでもございますので、慎重に検討をしてまいりたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、これから行うニーズ把握調査なども参考にさせていただき、協議会や分科会で協議をした中で秋口には実証運行を実施し、さらに検証した上で令和4年度からの地域公共交通計画に盛り込んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] 分かりました。いずれにしても、この問題については私が数年前に運転免許証返納者に対する足の問題をどうするのかということから始まった話なのですが、と私は思っております。それで、決して赤平市民がJRを使ったり、中央バスを使って他市に行くような話ではなくて、赤平市内でいわゆる病院、あるいは買物、役所に行くところ、そういうところに、そういう足が何とかならないのかということから始まった話なので、これは一日も早い運行をしていただかないと、非常に困っている市民も多くおります。そういうことで、アンケート取ってからということなので、ひとつ今年度ではなくて今年中にぜひ実証運行をして、問題点を洗い出しして、そして令和4年には運行していただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に移ります。件名3番の移住定住の促進について、項目、住みたいまちづくりについてお尋ねいたします。本年2月に月刊誌「田舎暮らしの本」に掲載された住みたい田舎ベストランキングで管内の沼田町が3年連続で道内エリア総合1位となり、町内移住者は18年度、12組36人、19年度、14組31人と

なっており、人口の社会増に結びついていると思います。赤平市についてはこの雑誌社には回答はしておりませんが、雑誌に掲載すれば見る人もいるでしょう。大きな費用をかけずに周りにはPRもできると、そういうことが思われますので、当市の人口減少対策としても住みたいまちづくりは移住定住の促進案として期待できるものと思っておりますけれども、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 住みたいまちづくりについてでございますが、私も新聞の記事で拝見をさせていただきました。月刊誌における住みたい田舎ベストランキングにおいて沼田町が3年連続で北海道エリア総合1位、全国版の町のランキングにおいても総合2位となったということでございます。当市におきましては残念ながら回答しておりませんが、議員の言われますとおり、雑誌に掲載されることにより人の目に触れ、問合せも増えることが期待されますので、今後回答、応募する旨指示をしたところであり、回答の結果どのようなランキングになるのかは分からないところでございますが、当市といたしましても民間賃貸住宅家賃助成や高校生等への通学費助成、子供医療費助成、空き家バンク制度など多岐にわたり移住施策を行っております。議員のご指摘のとおり、これらの制度を知っていただくことが必要であるという認識をしておりますので、雑誌への掲載やSNSの活用などPRにも努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] ただいま今後雑誌社に回答、応募する旨の指示されたということでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。回答、応募すること、赤平市の弱点と言われるやはり力を入れなければならない部分が対策も打てるわけですから、ぜひこのことについてはやっていただきたい。この住みたい田舎ランキングは、調べたところ全国645自治体、道内74市町村がアンケート

に回答している中から移住者受入れ実績、歓迎策、仕事及び居住環境など272項目にわたって点数化し、ランキングを結成されたとのことで、その中で沼田町はシニア世代の住みたい田舎部門では全国1位、若者世代の住みたい田舎部門では全国2位、子育て世代の住みたい田舎部門で全国2位と子育て世代からシニアまでお互いに支える町として、まちづくりのコンセプトは子育て満足度日本一をうたっております。赤平市と比較して政策的に何が違うのかということを考えてみる必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 沼田町の取組について比較してみてもどうかということでございますけれども、沼田町におかれましては子育て満足度日本一戦略として様々な取組を行っているということで、詳しい内容までは承知しておりませんが、当市におきましても様々な子育て支援、移住施策を行っておりますが、今後の参考のためにも取組について調べさせていただこうと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] ぜひお願いをいたしたいと思っております。

最後ですが、この赤平市を住みたいまちにすることの意義、これは管外からの移住者を増やすこと、それから市民の管外の流出を防ぐこと、これが赤平市が目標としている人口の社会減少抑制30%の効果があると、このように思っておりますので、ぜひこれについてもやっていただきたいと思っておりますので、もう一度市長の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 社会減の抑制についてでございますが、議員の言われますとおり、管外からの移住者を増やす、また管外への流出を防ぐということは人口の社会減の抑制につながるものだと思います。沼田町の取組が雑誌に取り上げられることにより、移住へのきっかけづくりとしてPR効果にもつ

ながっているというふうに思っております。赤平市におきましても様々な角度から移住定住の促進を図り、人口の社会減の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。このことで、先ほども申し上げましたけれども、今赤平市が何に力を入れなければならないのかということが当然そこで分かってくるわけで、このことを、費用がかかるわけでもないの、ぜひお願いしたいと思っています。

以上で私の質問を終わりますが、今コロナの感染に対する物の考え方、我々自身が常にマスクをして密を避けると、そういうことをしていかないとますます私どもの身の回りに沈滞ムードが押し寄せてくると、そういうことなので、ぜひ行政のほうも含めてコロナ対策に万全を期していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、太陽光発電施設の設置について、2、赤平市の歴史、文化遺産について、議席番号4番、安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 議席番号4番、安藤繁です。通告に従いまして質問をいたします。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

件名1、太陽光発電施設の設置について、項目1、太陽光発電施設の設置規制に係る条例の制定について、要旨1、太陽光発電施設の設置規制に係る条例の制定について、昨年6月の第2回定例会での答弁以降どのような検討と取組が行われてきたのかについて伺います。国連のSDGs、持続可能な開発目

標の13に挙げられている気候変動が注目されており、本年11月にはイギリスのグラスゴーで国連気候変動枠組条約26回締約国会議、COP26の開催が予定されております。また、日本においてもグリーン社会の実現を目指して、2020年10月の臨時会で2025年カーボンニュートラルが宣言されました。今年1月の菅首相の施政方針演説では、もはや環境対策は経済を大きく変革し、力強い成長を促す鍵となるものとして、過去にない2兆円の基金を創設し、次世代太陽光発電、低コスト蓄電池、カーボンリサイクルなどの事業に挑戦する企業に腰を据えて支援し、再生可能エネルギーを思い切って拡充し、脱炭素に向けたあらゆる取組を広げていくとしております。先月の26日には改正地球温暖化対策推進法が参議院本会議で可決成立し、来年4月の施行を予定しております。二酸化炭素の排出を全体としてゼロにするという脱炭素社会の目標の達成に向けて鍵を握るとされる太陽光などの再生可能エネルギーを最大限普及、導入する方針であります。北海道内の非住宅の太陽光発電設備容量は、2012年度時点では2万4,000キロワットでございましたが、18年には136万7,000キロワットまで拡大をしております。道が見直しをしております北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の素案では、30年度までに太陽光発電設備容量を210万キロワットまで引き上げる目標を掲げております。さらに整備が進むと思われま。私も再生可能エネルギーはクリーンエネルギーとして今後も普及、推進していくべきものだと考えます。ただ、住宅密集地に住民が反対する中、真つ当な説明もなく設置することは道義的にいかなものかと思うところでございます。被害者とも言える善良な市民の安心、安全で快適な生活と財産を守るために市が設置を規制する条例を制定することは極めて必然であろうかと考えます。太陽光発電施設設置規制条例について、一昨年9月の第3回定例会で山梨県北杜市の条例制定について説明をし、質問を行いました。市長からは今後環境への配慮や住民の理解を前提としてどのような対応ができるか、ガイドライ

ン、要綱、条例の制定を含め北海道建設部など関連機関にお話を伺いながら十分検討してまいりたいと思いますとの答弁でした。その後厚真町の事例もあり、豊栄町町内会では署名運動を実施し、町内会会長と太陽光発電設備設置に反対する会の代表者が市長宛てに要望書を提出いたしました。これらを踏まえ、私は昨年6月の第2回定例会において再度質問をいたしました。市長は、コロナで環境省の説明会が中止になっていることでの遅延については厚真町と当市が抱える現状や住環境では対策や取組を比較することは難しいとしつつも再度整理をし、当市としての取組について検討するべきと考えたと答弁しております。また、京都府宇治市も市民の請願により関係部局で構成されたワーキング会議を7回開催し、環境問題の課題対応を目的とした条例とする方向で検討しており、当市でも庁内関係部局でワーキンググループをつくるなど体制を整え、対応を検討してまいりたいと考えますとの回答をいただきました。過日各市町に問合せいたしましたところ、北杜市は一昨年10月1日、厚真町は昨年9月1日に条例を施行しており、宇治市は条例制定の方向でワーキンググループで検討中であるという回答でございました。太陽光発電施設の設置の規制に係る条例制定について、昨年の6月定例会で当市でも庁内関係部局でワーキンググループをつくるなど体制を整え、対応を検討してまいりたいと考えますとのことでしたが、いつどのような検討がなされてきたのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光発電施設の設置規制に係る条例の検討についてでございますが、環境省では令和2年3月に策定しました太陽光発電の環境配慮ガイドラインについての説明会を予定しておりましたが、コロナ禍であることから、中止となったところでございます。当初市ではこの説明会に参加する予定でございましたが、中止となったことにより改めて国の機関からの情報収集が必要であるというふう考えまして、昨年6月下旬頃から北海道経済

産業局資源エネルギー部エネルギー対策課の職員と電話や電子メールにて各種情報交換や疑問点の照会を行ってまいりました。さらには、昨年8月下旬には北海道経済産業局の担当職員3名をお招きし、当市の担当職員と意見交換を実施したところでございます。その中では、近年発電量が50キロワット未満の施設で全国的にトラブルが多いことから、資源エネルギー庁では令和2年度以降の認定要件として再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則で10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電施設は発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと及び災害などの停電時に外部電源なしで発電を再開することが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、そのコンセントが災害時に利活用可能であることという基準を定めたと説明を受けました。あわせて、現在市内に設置されている太陽光発電施設は先ほど申し上げました範囲内の発電出力であることから、今後の新規設置数は少なくなっていくのではないかとこの見通しも述べられました。このように各課横断的なワーキンググループとしての協議は行われませんでした。複数の課の職員による内部検討は適宜実施し、そこで生じた疑問点などについては随時北海道経済産業局の担当職員へ情報を求めるなど行ってきたところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 答弁で北海道経済産業局と電話などで情報交換や、また来庁時に意見交換を行ったこと、ワーキンググループとしてではないですけれども、複数の課の職員による内部での適宜な検討を実施し、疑問点について道と連絡を行ってきたという事実については理解いたしました。前回同様条例制定に向けてほとんど進展が見られないように思われます。なぜ作業が進まないのか、ワーキンググループなどの体制が整わないのか、進まない原因は何なのかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 条例制定に向けた体制整備に

ついてでございますが、先ほどもご説明したように、複数の課の職員による内部検討は行っている状況がありますが、各課を横断した組織を立ち上げることはできていないのが現状であります。この原因としては、環境省や資源エネルギー庁などの国の機関や道からの方針を確認してからという考えがあったほか、状況に応じて複数の課で協議、検討や関係機関への照会を行ってきたためであり、今後も随時関係課で協議を継続してまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 国や道の方針がどうであるかということも非常に大切なのかもしれませんけれども、私も大切だとは思いますが、いつまでも方針を確認してからというばかりでは条例制定はいつになるか分からないというふうに感じます。全国の規制条例制定自治体同様、地方自治の基本に基づき住民の声、意思が反映されるべく赤平市民は市長をはじめ職員が何が何でも一丸となって守っていくのだという気構えを持って作業を進めていただきたいと思います。

次に、要旨2、太陽光発電施設の設置について。第六次赤平市総合計画の基本目標の2、安全、安心で快適に暮らせるまちとの関連も含め、市は現状をどのように認識しているかについてであります。第六次赤平市総合計画の第2部の基本構想、第1章の基本目標の2に生活環境として安全、安心で快適に暮らせるまちづくりが明記されております。先日太陽光発電施設が設置された近隣の住民にお会いし、話を伺いましたが、住民は現在もできれば撤去してもらいたいと話しておりました。これがやはり近隣の住民の本音なのです。当事者は、また私のところでは撤去は実際にできてしまったものですから、無理であっても今後私のような厳しい思いをする人が出ないよう条例は制定してほしいのだというお話も従前からいただいております。本当にけなげと申しますか、立派な心構えだと思います。

市長に伺います。このような現状の中で市民は安心して安全で快適に暮らせると思いますか。あわせ

て、この基本目標はただのお題目なのでしょうか。伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光発電設置と第六次赤平市総合計画の基本目標との関連についてでございますが、昨年私は太陽光発電施設の近隣にお住まいの方からの切実な声をお聞きし、現地を確認させていただきました。そこでは、設置場所が住宅地に隣接しているということもあり、かなり圧迫感があるというふうに感じたところでございます。ご指摘がありました。赤平市総合計画に掲げておりますように、これからも安心して快適に暮らせるようにまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 今の答弁で市長が昨年近隣に住んでいる住民の方の切実な声を聞き、現地確認で圧迫感を感じたということであり。そこで、毎日、365日暮らしている住民は殊さら安心、安全で快適に暮らせていないということが推察されます。圧迫感を感じないで過ごせる環境を整えることこそ市として、市長としての務めではないでしょうか。そうでなければ、基本目標はただのお題目になってしまうのではないかと。このように思います。ぜひ基本目標に沿ったまちづくりを進めていただきたいと思います。

次に、豊栄町では台所を開けると目の前に、泉町では玄関の戸を開けると本当に二、三メートルの道路をまたいですぐ向かいに受電施設が設置されております。周囲に住む住民にとっては見栄えが悪くだけでなく、売却するときなどの財産価値も低減するものと思われ。市民のために何とかしてあげたいという気持ちは市長、湧いてきませんか。どうですか。伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ご質問にありましたように、自宅のすぐ近くにこのような施設が設置されてしまったことにつきましては大変残念に感じております。また、現在太陽光発電施設の近くに住んでいる

方が何かの理由で自分の住んでいる土地を売却しようとした場合に買手が現れるのか、仮に買手が現れたとしても価格交渉で不利になるのではないかという不安が生じることも想像することができると思います。市民が暮らしやすいまちにするために市民が困っていることに耳を傾け、十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 質問の趣旨は、太陽光発電施設を設置された周囲の赤平市民の土地や家屋の財産価値についての質問でありました。土地や家屋を売却するときの不利益や住民の不安は、今市長が想像したとおりでであると私も思います。市長は、そのような想像どおりにならぬように最大限力を尽くして市民の権利を守る立場にあり、責任があるのではないのでしょうか。市民が暮らしやすいまちを目指し、規制条例の制定に向けての作業を推進することこそ市民の信頼を得ることであり、市民の快適な環境や資産価値を保全することに、さらには不安解消につながるのではないかというふうに思います。

続きまして、要旨3、太陽光発電施設の設置規制条例に係る今後の取組についてであります。令和3年1月21日更新の地方自治研究機構の報告によりますと、トラブル解決に向けて太陽光発電施設の設置に係る単独条例が令和2年12月3日時点で134条例も制定されております。都道府県が3条例、市町村が131条例と本当に大幅に増えている状況にあります。昨年12月12日付のNPO法人の調査結果によりますと、太陽光発電施設規制条例について68の市町村が建設を禁止したり、抑制する区域を設定しております。25の市町村が市町村長の許可や同意が必要と規定しているとの報告もされております。FIT法では、条例に定めた関係法令の規定に違反した場合は認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることになっておりますので、ガイドラインとは違いまして、事業者が条例を遵守することは非常に期待が持たれます。道内でも古平

町は昨年3月13日、厚真町は9月1日、安平町は12月21日に条例施行、また浜中町も今年の4月1日に施行しております。さらに、ニセコ町は今年の4月1日に公布、来年4月1日からの施行を予定している模様でございます。道外、そして道内で多くの市町村が条例を制定しているにもかかわらず、なぜ当市が条例制定に踏み切ろうとしないか私は甚だ疑問であります。今回は市議会定例会における3回目の質問であり、一昨年の9月から1年と9か月が既にたちました。昨年は初めてのコロナ禍で業務も多忙を極め、大変であったことも理解できますが、この困難な状況の中でも多くの市町村が条例を制定している現状であります。条例制定ということは、地方自治体、市町村の大きな権限であります。そして、市町村の意思表示であると規定されておりますし、考えております。現状で規制条例を制定している市町村はほとんどないのであればまだしも、他の市町村で次々と規制条例が制定されているではありませんか。市民の切実な訴えに対して、具現化に向けての現在の遅々たる動きは住民にとってこの案件に係る不作為を思わせかねません。市民の側に立った行政でないと評価され、認識されることになっても致し方のない状況に差し迫ってきているような感じが私はいたします。あわせて、市長の理念である共生、共存も絵に描いた餅と評価されることになりかねないと思います。そんなことには絶対なってほしくないというふうに私は思います。当市は太陽光発電施設の設置規制条例について今後どのように取組を進めていくのか伺います。今回は、検討するの答弁はもう結構でございます。条例を制定するのもしないのか、しないとすればその理由を分かりやすく納得のいくように説明をお願いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光発電施設設置規制条例制定の今後の取組についてであります。議員のご質問にもありますように、近年太陽光発電設備等の規制に関する単独条例を策定する自治体は増加傾向にあり、一般財団法人地方自治研究機構の調査でも

令和3年4月1日現在で149の地方自治体が条例を制定しております。また、国では電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法や温室効果ガス排出抑制のため再生エネルギーを推進する方針を示しております。このような状況であることを鑑みて、今後の国や道の方針、他市の条例なども参考にしながら研究してまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 今回の市長の答弁によりまして、昨年12月3日から僅か4か月で16の自治体が市民のために頑張っただけで条例を制定しているということが分かりました。また、今月19日の新聞報道、皆さんも見ていると思いますけれども、新聞報道によりますと、長沼町でも太陽光発電事業と地域の調和を図り、町民の生活環境と景観保全を目的として景観法で定める馬追丘陵地域、都市計画法で定める住宅専用地域、住居地域、商業地域のほか、傾斜地などを抑制地域とし、出力10キロワット以上の売電施設を設置する事業者に対し町長との事前協議や住民説明会、住民に対する説明会を義務づける条例が定例町議会に提案され、18日に全会一致で可決され、7月1日に施行と記載されておりました。このように次から次へと条例が制定されております。赤平市も他市町同様に積極的に取組を進めていただきたいと思います。さきに申しましたが、改正地球温暖化対策推進法が来年4月に施行予定されております。国は地方自治体に再生エネルギー促進区域を設け、再生エネルギーの導入目標を盛り込むこととしておりますが、一方では自治体は環境保全に配慮し、地域住民の意見を踏まえ、事業の対象区域を設けることとしております。来年4月以降は再生エネルギーの活用について促進区域の定めは当然ながら抑制区域、禁止区域をどこにするかなども検討していかなければならないと思います。地域住民の安心、安全を侵害をしない、遊休地の活用は私も大いに結構と思いますけれども、住民の権利を侵害するような活用についてはやはり禁止、抑制すべきだと思います。

また、答弁は国や道の方針、他市の状況なども参考にしながら研究するとのこと。納得のちょっといく答弁ではありません。研究することも大事だと思います。研究することも本当に非常に大事、研究なしには物事進みません。ただ、現在はいま一歩、市長、一歩前に足を踏み出して、条例を制定していくと、そういう決意が必要なのではないかと、私はそういう具合に感じます。

次に、条例制定に踏み切るとすればワーキンググループなどの組織の立ち上げ時期はいつ頃なのか、取組のスケジュールをどのように考えているのか、条例の施行日の大体のめどでございますけれども、いつ頃になるのか明確に答弁をいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 条例制定に向けた検討組織の立ち上げについてでございますが、まずは複数の課の職員による内部検討から作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 組織の立ち上げ、条例の施行日のめどについての答弁ですが、やはりちょっと残念ながら不明確で、あまり進展がないというように感じ取られます。市民の正当な要望に応えるべく研さん、努力をして、そして実現をし、その達成感を市民と共に喜び、分かち合えるということが共生、共存の基盤、そして根源であり、市長のいつも口に出している理念を遂行するということではないでしょうか。市長、どうでしょうか。理念を遂行するということであると私は思います。理念はやはり口で唱えるだけでなく、文章で記載するだけでなく、市民の要望案件が実際に具現化されて初めてその理念の崇高な精神の進化がたたえられるものと私は思います。理念が理念だけに終わることなく、市政の進化がたたえられること、ぜひ私もそうあってほしい、皆さんがたたえられる、そういうことであってほしいということをご希求をいたしま

す。昨年太陽光発電施設の草が伸び放題になっており、住民から何とかならないかという相談が私にありました。担当課に相談したところ、すぐに対応していただきました。翌日には草刈り来て、草刈り終了いたしました。こういう本当に一生懸命やっただけ職員にこの場をお借りしまして感謝を申し上げます。今後とも市民のために、そして市民に寄り添い、快適な生活環境と財産を保全する条例が早期に制定されること、改めて強く、強く要望し、この件についての質問を終了いたします。

次に、件名2、赤平市の歴史、文化遺産について、項目1、炭鉱遺産施設の見学に係る案内等について、要旨1、空知川露頭炭層の見学スペースを兼ねた護岸施設への案内標識と駐車場の整備についてでありますけれども、空知川露頭炭層は、皆さんも御存じだと思いますけれども、安政4年に松浦武四郎が発見し、空知炭田開発の端緒となっております。その後榎本武揚やライマンも探索に訪れております。明治9年には黒田清隆開拓使長官が調査に来ており、シャツ一枚になり、横4尺、そして縦3尺の赤平の大塊炭を自ら掘削して、丸木舟で持ち帰り、札幌駅に標本として長い間展示していたということでもあります。空知川露頭炭層の見学スペースを兼ねた階段式の護岸については、5月中旬に赤平市地域おこし協力隊の発信しましたフェイスブックで私知りまして、隊員から場所を聞きまして、見学に出かけました。私は住友出身でありますので、住友中学校のすぐ近く、ちょっと川上になりますけれども、露頭炭層があることは小さい頃から知っておりましたし、中学校のところでまた川に入って水遊びもしておりましたので、知っておりました。また、以前行われていました空知川のいかだ下り、これには私も2回ほど実際にいかだに乗って参加しておりましたので、間近に露頭炭層の断崖を見ておまして、簡単にこの場所を見つけることができると思って、出かけました。マックスバリュのところから空知川のところに進みまして、床屋が奥にありますので、その前に広いスペースがありましたので、入っていきまし

たが、その先の連絡通路がありませんでした。戻って、パークゴルフ場のほうからということで行きましたけれども、見つからず、床屋のほうに戻り、1本先の通路を進入していくと柵と不法投棄の看板がありました。不法投棄の看板ではなくて、てっきり露頭炭の見学スペースの案内板かと思って近づいていきましたけれども、不法投棄の看板でありましたので、ここも違うのかなというふうに思いましたが、散策路があるのです。散策路がありましたので、ちょっと左右見てみますと、左側に大きな札幌開発建設部の看板を発見いたしまして、そちらに行きますと階段を下りると大きな展望台がありました。遮る木もなくて、徐々に露頭炭層の崖の全容を見ることができました。露頭炭層は日本地質学会北海道支部より北海道地質百選にも選ばれており、ぜひ皆さんも、多くの方にも見てもらいたいものだと思います。札幌建設部が護岸した施設でありますから、アクセスのための道路標識や案内板があるものだとばかり思っておりましたが、一個も見当たりませんでした。私本当にここら辺の地理詳しいのに分からないのに、遠方から来られた方はなおさら場所がどこにあるのか分からないのではないかというふうに感じました。赤平東郵便局、それから河岸の床屋さん、そしてごみの不法投棄の禁止の看板付近に道路標識や案内板が分かれば場所が分かりやすいと思います。札幌開発建設部空知川河川事務所のインターネット情報では、所在地が赤平市字赤平とありますが、地番が記載されておりません。他の情報調べると、場所が赤平市茂尻と全く実際と違った位置情報も掲載されております。また、当市のホームページも見てみましたが、空知川露頭炭層の見学スペースについての掲載はありませんでした。できれば早急に掲載すべきと思います。カーナビゲーションにも対応できるように赤平市字赤平〇〇番地先河川敷地などと正式な住所を表示し、案内図があれば非常によいなと感じたところでございます。空知川露頭炭層の見学スペースのアクセス確保のため道路標識や案内板を設置する予定があるのかどうか、また露頭炭層の

見学スペースに歩いていくのに駐車場が整備されておられません。砂利を敷くだけでもいいと思うのです。砂利を敷くだけでも結構と思いますが、駐車場の整備の予定があるのかどうか併せて伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 空知川露頭炭層の見学スペースを兼ねた護岸施設への案内標識と駐車場の整備についてでございますが、このたび整備されました空知川露頭炭層見学スペースにつきましては、空知川を所管します札幌開発建設部空知川河川事務所において河川護岸として整備されたものであります。今までは河岸に近寄ることも危険で、草木が生い茂り、露頭炭層を見ることは難しかったのですが、河川護岸の整備によりまして安全に露頭炭層が眺められる貴重な見学場所となりました。議員ご指摘の案内看板の設置や駐車場整備につきましては、施設の利活用について整理し、施設管理者である河川管理者と協議を進めながらどのような対応が可能か前向きに検討してまいりたいと考えております。また、空知川露頭炭層は160年前の姿を伝える石炭の歴史を物語る貴重な文化遺産でありますことから、多くの方々に御覧いただけるようホームページの活用も含め情報発信につきましても検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 ご答弁のとおり、現地は護岸整備がきちっとされており、柵も施され、河岸に近づいても全く危険もなく、草木もきれいに伐採をされており、露頭炭層の見通しが大変良好であります。また、新聞やテレビの報道により見学を希望される多くの方々より露頭炭層の情報やアクセスについての問合せも来ているようでございます。当市の炭鉄港の観光の推進力として大いに期待できるものと思います。私も従前より露頭炭層を見るための空知川に張り出した展望台、こういうものができればいいなという思いを巡らせていたこともありまして、このように早く実現したことに驚きとひとしおの喜びを感じておるところでございます。案内

板設置や駐車場の整備については河川管理者との協議を進めるということであり、情報発信についても多くの人に見てもらうためホームページの活用などを検討するとの前向きの答弁をいただきました。護岸整備の施行や利活用についてご尽力されておられる札幌開発建設部空知川河川事務所や市の関係者の活躍を高く評価するとともに、今後の整備についても大いに期待をしたいと思います。

続いて、立坑やぐら前看板とズリ山階段駐車場看板の今後の維持管理について、また炭鉱ガイド施設に炭鉄港関連の総合案内板の設置の考えについてでございますが、施設の案内看板であります。立坑やぐら前看板とズリ山階段の駐車場の看板が非常に色あせ、ひび割れしている状況であります。昨年秋口に熊の出没の件もあり、私が案内板を見たときはかなり状況悪くなっておりましたけれども、さほどそんなにというような感じであったのですけれども、今回実際に行ってみると立坑やぐら前の看板、これは住友石炭赤平炭砒立坑やぐらと書いてあったと思いますが、看板の右側の上部の炭砒の砒から砒立坑やぐらの文字、4字が判読できない状況であり、看板全体も色あせてきております。また、ズリ山階段の駐車場の看板も旧赤間炭鉱ズリ山階段と書かれた左側の上部の文字、その辺りの塗料が一部めくれて、剥がれてきております。さらに、本当に看板全体が非常にひび割れて、やっぱり見栄えが悪い状況です。市民からも見苦しいと、やはりほかから来る人にも恥ずかしいことであるという声が私のほうにも届いております。炭鉄港の2代目の会長市である芦別市では、日本遺産の構成文化財を観光振興につなげようと認定3年目を迎えた炭鉄港を加速させるため予算の限られた協議会の事業に加え、構成文化財の魅力を紹介するための看板や動画、そしてミニのぼりを市の独自の事業ということで加えまして、歴史的遺産のまちとしてPRを強化するということが新聞にも掲載されております。看板につきましては6月末に交流人口の多い道の駅スタープラザ芦別に設置を予定しているということでございます

ので、間もなく設置されるのではないかというふうに思います。また、芦別市の看板とミニこいのぼりにはQRコードをスマートフォンで読み取ると炭鉱遺産マップが反映するという工夫がなされているようで、近代的な取組をしているようでございます。当市は炭鉄港の所在会長市でありますから、せめて遠方からわざわざ見学の人たちから何が書いているのか分からない、日本遺産の内容を案内する看板なのにひどい状況だなどと言われないように立坑やぐら前看板とズリ山階段駐車場の看板を早期に補修すべきと思います。また、赤平市も炭鉱ガイダンス施設に立坑やぐら、ズリ山階段、空知川露頭炭層や「SAKIYAMA」、「ATOYAMA」のある、「SAKIYAMA」の彫刻のあるエルム高原など炭鉄港関連の総合案内板の設置を検討してはいかがでしょうか。併せて伺います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 看板につきましては、旧住友赤平炭砒の立坑やぐらの道路沿いと北炭赤間炭鉱、ズリ山の777段の階段駐車場に案内板がありまして、両看板は赤平市において開催された国際鉱山ヒストリー会議の前年の平成14年に施設の説明のために設置されたものであり、設置から19年経過しております。議員のご指摘のとおり、経年変化により一部文字が剥がれたり、ひび割れをしているなどの状況が見られますことから、補修してまいりたいと思います。

また、総合案内看板につきましては地域振興及び地域活性化に関係することにもなりますので、設置場所や効果など炭鉄港の構成自治体の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 6月号の広報あかびらでございますが、あかびらガンバレ応援寄附金のふるさと納税の活用状況が掲載されております。皆さんも御覧になっていると思います。炭鉱遺産の保存、承継、継承したまちづくりに資する事業の昨年度の活用状況でございますが、炭鉱ガイダンス施

設の備品購入に32万7,800円の支出となっており、積立金が784万1,672円で、令和2年度末の残高は3,733万3,862円となっております。積立額が多いことは赤平の将来にとっても非常に大変結構なこととは思いますが。しかしながら、寄附された方があの看板を見たらどのように感じるでしょうか。不要不急なものは別として、こういった浄財を有効活用することこそが寄附者の本当温かい心の思いを酌み取り、反映することにつながるのだと私は思います。看板は見学者が施設の大まかな情報を得るため最初に目にするものだけであり、それだけによりインパクトを与えることが非常に大切だというふうに私は思います。立坑やぐら前看板とズリ山階段駐車場の看板については設置から19年が経過しており、現状を踏まえ補修するとのことで、非常に明快な回答いただきました。ありがとうございます。できるだけ早期の補修をお願いしたいと思います。

また、総合案内板についてですが、地域の振興や活性化に関係するので、設置場所や効果について検討するとの非常に思慮深い答弁をいただきました。炭鉄港の所在会長市としての風格を保つため、看板の速やかな補修と地域活性化に資する総合案内板設置を要望いたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたします。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、脱炭素社会実現に向けた赤平市の取組について、2、行財政改革について、3、公共施設等総合管理計画の今後10年間の実施見通しについて、議席番号3番、鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 質問に関連いたしまして資料配付したいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 資料を配付することを許可いたします。

資料配付のため暫時休憩といたします。

（午後 2時01分 休憩）

（午後 2時02分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] それでは、議席番号3番、通告に基づいて質問をいたします。答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、件名の1で脱炭素社会実現に向けた赤平市の取組についてで、項目1、2030年温室効果ガス削減政府目標に向けた当市の取組についてというふうな問題なのですけれども、同僚議員から地域的な問題があったのですけれども、私はあくまでもグローバルな視点で世界の動き、そして日本に向けられた対策、そしてそれが自治体にどういうふうに波及してくるのかという視点なので、質問の趣旨は違うということ念頭にお聞きください。

それではまず、質問に入らせていただきます。2020年10月、菅首相は所信表明の演説で50年までに年間の温室効果ガス排出を実質ゼロにするいわゆるカーボンニュートラルを実現することを目指すことを宣言しました。その中で3,000兆円とも言われる海外の環境投資を呼び込むグリーン成長戦略を実現する考えを表明いたしました。再エネ投資はコロナ後の世界経済再生の要でありまして、ヨーロッパのグリーンリカバリーや米国のバイデン政権の2兆ドル規模のインフラクリーンエネルギー投資計画から脱炭素世界実現への本気度をうかがい知ることが可能でないかと思われま。5月26日に成立しました改正温暖化対策法では、本邦、我が国ではカーボンニュートラルの実現を基本理念と明記しております。それにより国、自治体、国民、事業者が目指すべき社会の在り方と目標を認識を一にして対策を邁進させる必要があります。

さて、赤平市地球温暖化対策実行計画の進捗状況を鑑みますと、令和元年度の二酸化炭素排出量は約7,104トンと基準年である2013年、平成25年と比較しますと491.9トンの減少し、率にしますと全体の6.5%ほどの減少となっております。年平均では約82トン削減と進捗は緩やか、緩慢でございます。国は、4月22日に2030年度に基準年、2013年比で排出を46%減らすと表明しました。当市の法改正前の2030年前での長期目標というのは、基準年比41%を削減するということであつたのですが、法改正により自治体への大幅な削減を促す気構えというのは従前より強くなるのは必至であると考えられます。そうしますと、2030年まで長期目標を達成するために具体的な事業の見直しについてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 2030年、令和12年、温室効果ガス削減政府目標に向けた当市の取組についてでございますが、2019年、令和元年に策定した第二次赤平市地球温暖化対策実行計画では、令和12年度までの長期目標として基準年である平成25年度と比較して市役所全ての施設から発生する温室効果ガス排出量を41%削減する目標を定めました。令和2年度の二酸化炭素排出量については現在集計中でございますが、令和元年度の排出量は7,104.1トンで、平成30年度の排出量7,280.8トンと比較しますと1年間で176トンの削減となったところであります。しかし、令和12年度の長期目標が4,317トンであることから、今後も毎年同じようなペースで削減できたとしても目標到達には15年以上が必要で、このままでは令和12年度の長期目標達成は難しいことが想定されま。さらに、国では今年4月、ご質問にもございましたように、目標値を41%から46%まで引き上げることを表明いたしました。このことにより当市においてもより削減量を増やしていかなければならなくなりました。事業内容の見直しについては、二酸化炭素排出量の占める割合が大きい庁舎や教育施設などの電気料を抑えるため、不要な照明の消灯や照明器具のLED化、公用車へのハイブリッド車の導入

を促進したりすることなどが必要でございますが、併せて太陽光発電などの再生可能エネルギーへの取組も検討していかなければならないものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 ご答弁にございましたとおり、このままのペースでいくと達成はまず不可能であると。そうすると、当然削減するべき場所を選択しなくてはならなくなると。そこで、小泉環境大臣に時事通信が行ったインタビュー記事でこういうふうな記事があるのですけれども、一番時間がかからずにできる対策、それが太陽光だと述べている。地方自治体の皆さんと協力して、公共部門から置いていくと。さらに踏み込みまして、学校、あとは公有地、施設とか、そういうふうなものにどんどん、どんどん太陽光パネルを置いていくと。外を見たら公共分野の建物の屋根は大体太陽光パネルが置いてあるという未来をまずつくると。そこまで踏み込んで述べてあります。住宅に関しても最近カリフォルニア州では新築住宅に関連しては太陽光パネルの設置を義務づけています。これから環境、経産、国土交通省の3省で検討会が始まるが、その中で家の太陽光パネルの設置について蓄電池もあると、そういうふうなことを考えながら対策を進めていくと、そういうふうなことに述べている。当市におきましては、安心事業でかつて太陽光パネルに対して助成があったのですけれども、私はなくすべきではないと思っていたのですけれども、これこの流れでいくと私は復活しないといけないと思うので、個人住宅に太陽光パネル、あと蓄電池設置に対する助成、そういうふうなものの対応についてお伺いしたいと思います。担当課でも結構です。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光パネル設置推進についてでございますが、今後脱炭素社会実現に向け赤平市といたしましても太陽光発電など再生可能エネルギーへの総合的な活用について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思

います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 具体的にどこまで踏み込んでいるかちょっと分かりにくい答弁で、多分国策事業というか、国際的な事業であるので、やらないわけにはいかないが、まだよく踏み込んでいないというふうな印象があるので、そこに必要なのは私は理念だと思うので、それに関連して次の質問で今度は条例化についてちょっとお伺いします。

項目2で再生可能エネルギー導入による持続的な地域づくりを進める条例制定というふうなことちょっとお伺いしたいと思います。先ほども述べたのですけれども、5月26日、参議院の本会議で改正地球温暖化対策推進法が全会一致で可決されたわけです。改正法では50年までに脱炭素社会実現を旨としまして、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に行わなければならないと明記されております。さらに、地方創生における再生可能エネルギー導入推進を図るために市町村に再エネ発電所を積極的に誘致する促進区域を設ける制度を創設するとも述べております。2050年度の脱炭素社会実現までの再エネ比率の中途的な目標値として経産省は2030年度の電源構成の見直しを現在の総発電量に占める割合目標値を22%から24%を30%台後半に引き上げる方向であると。2019年度の実績が約18%ですから、約倍になります。倍増することになります。報道によると、経産省は太陽光を中心に再エネを増やす協議を環境省と続けており、太陽光パネル設置に適地が少ないので、促進区域を定めるなどの対策を強める方針であるそうです。再エネの切り札というのは、どうしても太陽光というのは短時間で済むという便宜があるので、それで残り9年で目標達成に担う役割というのは非常に大きいと。改正温対法では太陽光の発電所建設に向けて周辺住民との合意の上、あくまでも合意の上で地元自治体が優良な事業計画と認可した場合の手續の簡素化、ワンストップ化なのですけれども、も盛り込まれております。住民と事業者とのトラブルを防ぐた

めに当市は改正温対法にのった再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくりを目指した条例の制定を前向きに検討すべきではないかと思ひます。ポストコロナ後の巨大な経済再建策というのはグリーンリカバリーでございまして、国際的なESG、環境と社会とガバナンス、統治による再エネ関連投資は3,000兆円と言われております。このグリーンマネーを呼び込むためにもぜひとも投資は地域主導の地域協働参画による自然エネルギー事業費とするとともに、事業者の新規参入の促進を進める必要があるのではないかと考えられます。したがって、私は先進事例といたしまして平成25年、長野県飯田市が地域主体による再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくりを目指した条例に倣い、赤平市、当市におきましても再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくりのための条例を制定することは喫緊の課題であると思ひますが、ご見解伺ひたい。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山涉君） 再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくりのための条例制定についてでございますが、近年地球温暖化対策を取り巻く状況は日本ばかりでなく、世界的に大きく変化してきております。このような中で、今年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法では2050年、令和32年までの脱炭素社会を牽引することを明確にし、国民、国、地方公共団体、事業者、民間団体などの密接な連携により取り組むことも基本理念として追加されました。あわせて、市町村では地域脱炭素化促進事業に関する事項として、促進区域を定めたり、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組などを定めたりするよう努めることとされたところであります。議員のご質問の中にもありましたように、全国的には長野県飯田市のように既に条例を制定して、事業者の新規参入を進めている市やゼロカーボン推進宣言を令和2年6月に行った新潟県妙高市のような例がございます。今後は国や道から参考となる情報の提供や市町村の対応方法などの説明があると思

われますので、それらを勘案しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 私もこの問題について、再エネの導入については3回目の質問なので、流れはある程度御存じかと思うのですけれども、やることは設置するかしないかだけなのでしょう。発電量どのぐらい増やすか、そのためにはどういふふうな理念を持って、当市が再エネの普及に力を入れるかというのが非常に重要になると思うのです。カーボンニュートラルは、もう一度申し上げますが、国際的に非常に壮大なプロジェクトでありまして、巨額の公共及び民間投資が期待される、そういう世界情勢の流れに乗り遅れることがないように私は積極的に取り組む姿勢を明示する理念として条例を書き込んでほしいと思うのですけれども、もう一度そここのところ考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山涉君） 改正地球温暖化対策推進法では、環境の保全と経済及び社会の発展を総合的に推進するという基本理念も追加されました。東京都や京都市などの大都市では延べ面積が2,000平方メートル以上の新築、増築の際には再生可能エネルギー導入の検討を義務づけている自治体がありますが、現段階では様々な制度設計や補助制度などが不明な点もあり、まずは各種情報を集めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思ひます。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 非常に慎重な姿勢であります。前向きであるのには多分同じ方向性であるようには認識しておりますので、ぜひともこれから政府、道からの情報、特に助成金、補助金とかに傾注、注視していただきまして、前向きに取り組んでほしいというのが私の希望でございます。

次の質問に入らせていただきたい。次の質問におきまして、まず行政改革で、項目として予算説明書における性質別分析表の必要性についてというの

で、資料1というのを御覧いただきながら質問を聞いていただくと分かりやすいと思います。それでは、質問に入ります。予算において庁内の組織横断的に経費別に整理されているのが性質別経費でございます。例えば人件費や箱物にどれだけの割合で金を使っているかを判断する際に重要な物差しになります。議員が行政に対してどこにお金を使い過ぎているかをチェックすることは、基本的な使命であると思います。ところが、現在当市は一般会計予算説明資料の中に性質別経費一覧表、もしくは分析表というものが掲載されておられません。現況では予算のマスコミ向け発表資料としては性質別経費が掲載されているものをリリースしておりますが、なぜか議員が予算審議に利用できる公文書には掲載されておられません。インターネット等で他の自治体における一般会計予算説明書における投資的経費一覧表の所載の状況を調べますと、かなり多くの自治体で掲載しております。参考資料として配付しております4ページ目を御覧いただくと分かるのですけれども、当市の平成13年度一般会計資料、一般会計性質分析表があります。また、5、6ページには補助事業と単独事業の総事業費と財源内訳と備考として費用の詳細が網羅されております。これは非常に議員にとって分かりやすい資料で、不可欠なツールであると思います。そこで、当市ではなぜ予算説明書からこの性質別経費分析表が外れたのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 予算説明資料から性質別経費分析表が外れた経緯についてでございますが、過去の経緯につきましては詳細の把握まではできておりませんが、当初予算の編成時において性質別経費の一覧表につきましては毎年作成しておりますので、今後予算審査特別委員会に、提出資料に盛り込みたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 復活するというふうな言葉をいただいたのは当然なところに戻るの

ではないかと思うのですけれども、詳細について把握していないとあったのですけれども、概要について把握なさっているのですか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当時のことですので、お手元でございます資料ですと平成13年度のものだと思いますけれども、この当時のこと、残念ながら詳細については判然としないところがございますけれども、当時配られたものかどうかというところまでも実際のところ分からない、またほかの説明資料として配付された可能性もあるのではないのかなというふうには聞いてございます。当時のもの私も持ち合わせておりませんので、何とも申し上げようもございませんが、概要といいますか、詳細までは把握、掌握していないといったところでございます。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 北海道の言葉でボタンが押ささったとか、向こうだとなじみのない言葉があつて、勝手に押されたとか、これはなくさったという言葉かどうか分からないのですけれども、役所ではたまにあるのかどうか分からないのですけれども、そういうことがないように、非常に重要なことなので、今後は別な資料とか突然なくならないようお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。項目2で、今度は支出科目の説明が分かりやすい予算書の使用についてということで、資料の2番を御覧いただきながら聞いていただくと分かりやすいと思います。参考資料にあります平成13年度の当市の予算書の特筆すべき特徴に1つの節ごとに区分と金額が明示されております。その右側の説明欄には、科目別の費用が人数と単価とが罫線で囲まれた中で細かく掲載されている点であると思います。したがって、細目における金額の妥当性を吟味する上で、大変分かりやすいものであつたと私は思います。資料の予算書と現在の予算書を比較検討しますと、現在の予算書はその他の経費が従来のものに比べると少ないというのは分かります。科目ごとにきちんと積算根拠を示

しているからであるという理由だと思えます。また、議会は予算が適切か、効果的に使われているかをチェックする重責を担うわけですから、議会が目、節の個別施策に立ち入れる予算、決算の審議、審査が実施できるような環境づくりを行政は担うべきであると思えます。資料のような事業ごとの人件費等のトータルコストを把握しやすい予算書を使用することは、行政コストの非効率をそいでいくという行財政改革のキーポイントであると思えます。以上のような観点から私は現行の会計予算及び予算説明書を20年前の分かりやすいバージョンに戻すべきであると思えますが、見解を伺いたいと思えます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 支出科目説明が分かりやすい予算書使用についてでございますが、現行の各会計予算及び予算説明書、いわゆる予算書につきましては平成20年度に導入いたしました財務会計システムの機能の一部として備わっているものであり、導入から数回の更新を経て現在に至っております。今回議員から提供されたものも含めた以前の予算書につきましては、財務会計システムと連動していない予算書作成だけのエクセル形式で作成していたものであります。そのため、日々の伝票処理や月次決算時等における集計処理などは基本的には手書きや手作業での処理を行っておりました。平成20年度当時は当市の財政状況が非常に厳しく、財政健全化のための計画を策定し、様々な施策の一つとして人件費の削減を掲げており、早期退職制度や退職不補充など行っていたところであり、職員数の急激な減少に対応するための会計事務の効率化が急務な状況でございました。そうした背景の中で財務会計システムの導入が検討されたのですが、可能な限り少ない費用で最大限の効果を発揮できることを最優先に現行のシステムを可能な限り仕様変更をしない状態で導入に至ったところであり、導入の際には新たなシステムとなることから、職員向けの操作説明会を複数回実施したほか、本市としては新たに事業別予算を取り入れ、第五次総合計画の事業に合わせた形で

の予算科目等の見直しを併せて行いました。また、予算書におきましても以前のものとのレイアウトの違いなどがあったことから、その旨当時の市議会議員の皆様にも事前にご説明申し上げ、ご理解をいただいていたところでございます。議員からのご提案についてでございますが、仮に現行の財務会計システムを用いた上で予算書のレイアウトのみの仕様を変更することといたしましても相当な費用が発生することが予想されます。また、財務会計システム自体新たなものを導入するとなると初期費用もさることながら、移行のための作業料や職員への再教育の必要性等を鑑みますと、現実的には難しいものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 答弁の最後のほうで財務会計システム自体を新たなものを導入すると初期費用もさることながら、移行のためには作業料と職員の教育、手間がかかるから、現実的に難しいということなので、私は独自で調べてみたのですが、エクセルで作っていたような実は財務会計処理の、平成13、資料で上げたものが現行で使われている自治体が多々あったのです。ということは、それを扱っている財務会計システムのソフトがあるということだと思います。それで、担当課にお伺いしたいのですけれども、財務会計システムの契約期間というのは一般的に何年でございますか。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） お答えさせていただきます。

今私どもで使っている財務会計システムにおきましては、基本的に5年周期で契約をさせていただいております。直前、直近の契約につきましては、令和2年の10月から契約期間がスタートしている状況でございます。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 それで、お金がかかるということなのですが、初期費用というのはお幾らぐらいかかるのですか、もし更新するとなる

と。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 更新というか、変更自体今検討しておりませんので、どのぐらいかかるのかというのは分からない、想定の話ではありますけれども、導入するメーカーとかによって大差あるのかなと思いますけれども、詳細はつかんではおりません。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 私が知っている範囲だと初期費用というのはかからないで、更新費用がかかるのではないかと思います。その中でマイナーチェンジをしていくのがソフトなので、一般企業ですと3年から長くて5年ぐらいで更新、見直してやるのですけれども、当市では平成20年からお使いになっている現行のソフトについて見直しとか評価とか総括とかお話しになったことはございませんでしょうか。担当課でももしあれば。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 検討のほうは表立って組織で検討という形はしてはおりませんけれども、担当課だったり、電算担当だったり、そういったものどもとお話をさせていただいて、検討するというか、そのまま継続するか、更新するか、新たなものにするかというような判断をさせていただいております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 年間百七十数万円ぐらいずつ、リース料だと思いますけれども、委託料支払っているんで、ちょうど令和7年かな、これからいうと、に切れるので、そのときにぜひとも更新していただいたほうが私はよろしいと思うので、私の要望としてここで止めておきます、この質問は。

次の質問に移らせていただきます。項目の3、一般行政職員の今後の人数の最適化というので資料を御覧いただきたいのですけれども、グラフになっている資料を開いていただきたいと思います。1の3

で類似自治体の一般行政職員数というものと、あとは行政改革についてで、予測値の棒線が3本入っているグラフです。折れ線グラフ、これを御覧になりながらだと質問の趣旨は分かりやすいのではないかと思います。

それでは、ちょっと質問に入らせていただきます。資料で私がシミュレーションしたのですけれども、1人採用を毎年行った場合のシミュレーショングラフだと一般行政部門のみであります、教育部門と会計年度職員数と政府が企図します65歳定年という要素は除いてあります、このグラフには。現在の職員数をベースとして新採用を毎年1人に限定するという条件の下では、約15年で80人まで暫減していくこととなります。80人という職員数を目標にして、それを遂行するために職員数の数を削る課を選択しなければならなくなるのではないかと思います。それを行うに当たりましてはどのようなスキームで行うか私なりに考えたところ、1番目としてはまずルーチンワークを的確に把握する。2番目としては、義務的な業務の中で前例踏襲型であるゆえにその必要性をあえて検証する。3番目としましては、データのデジタル化を促進する。そのためには単なるデータのデジタル処理のみならず、再利用性の高いデータ化をするための専門家の採用を行い、全職員が研修を受講する。4番目としては、かねてから私が質問しておりますRPAの活用範囲の拡大を図る。5番目としましては、業務包括委託を行うと。以上の5点を行革推進室の責任者が中心となり、庁内各課横断で綿密に議論を重ねていく体制づくりがまず必要ではないかと考えられます。そのプロセスを経た上で人口減少にマッチする適正な各課の職員数を策定しなければならないのであるが、どのような業務内容の効率性を進捗させながら合理的に職員数の最適化を図るつもりであるのかお伺いしたい。

○市長（畠山渉君） 一般行政職員の今後の人数の最適化についてでございますが、議員ご指摘のとおり、日々の業務について各課における作業の可視化及び必要性の検証を行い、単純作業によるものにつ

きましてはRPA等を活用した機械化等に取り組んでいるところでもあります。また、職員の任用に当たっては各課長から業務内容や人員配置などについてヒアリングを行い、各課の現状把握に努めており、行政機構についての見直しも実施していかねばならないものと考えております。今後職員数につきましては、行財政改革推進室において財政推計や類似団体等の状況も参考としながら検討してまいりますが、人員配置につきましては当市の置かれている状況等を鑑みて適正なものとなるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 答弁を聞いている中だと、私の趣旨に沿うような答弁のように聞こえるのですが、肝になる肝腎なところになるとどうも抜け落ちていると、そういうふうな印象受けるのです。行政改革をリードする責任者が私80と自分で作ったのですけれども、行革というのは今ぼんと出たのではなくて、ずっと30年、40年のトレンドであるはずなので、行革推進室ではある程度の数値、推定値はあるはずなので、そういう数値を出しにくいのであれば、それは多分私は特定の団体に対する付度になるのではないかと。そういうふうなものがないと仮定した上で、ぜひとももう一度何人ぐらいを目指すのか、適正な人数はどのぐらいなのかという、私80と思うのですけれども、お伺いしたい。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤平市職員の適正な人数はどのくらいなのか。今議員のご指摘、また積算したところによると大体80人ぐらいが適正ではないのかというお話だったというふうに思います。現在一般行政職の職員ですと、ちょっと手元に詳細の数字ございませんけれども、百五十何人ではないかなというふうに思っております。80人というふうに今お話ございましたけれども、約半減という大変なかなか厳しいご指摘だったというふうに思っております。今申し上げておりましたとおり、80人、半減というのはなかなか厳しいものでないのかなというふうに

思っているのですけれども、今後の職員の採用計画というのも当然考えていかなければならないものです。また、今ご指摘にありましており、人口減少も止まらないと。なかなか人口減少に歯止めがかからないということもございまして、類似団体の人数と比べても若干多いというご指摘なのかなというふうには思っておりますけれども、今後についてもそれらも含めまして検討してまいりたいというふうには思っております。適正な人数が何人ぐらいかというところもございまして、なかなか行財政改革、これまでも取り組んできておりますが、総体的には私も含めて職員は行財政改革、今後も取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますけれども、例えば個別の案件になりますとなかなか前には進まないところもございまして、そういったことも考慮しながら市担当部局とも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 私がつくりました試算というのは、赤平市のホームページにもあるのですけれども、あくまでも普通会計部門の一般行政部門職員数をベースにしてつくったものです。平成31年度で111人をベースにしてつくったもので、150人の半減ではないです。そのところは今やり取りしても仕方がないので、だからどのぐらい減らしていくといいのかというふうな数値を聞こうと思っていたのですけれども、聞き返してもらってもよかったのですけれども、ちょっとずれてしまったので、そのところは次もまた機会があるので、今回はここでやめておきます。

関連した質問で次の4番目でも似たような内容がありますので、入らせていただきます。将来的な人口当たりの人件費率の上昇についてというので、これグラフを見ていただいて、その2のその3ですか、こういうふうに縦軸と横軸があって、こういうふうなグラフになっているやつです。線です。

○議長（竹村恵一君） 資料5でいいですか。

○3番（鈴木明広君） 資料5です。そうです。

○議長（竹村恵一君） 資料5でお願いいたします。

○3番（鈴木明広君） 類似団体の人口1万人当たりの職員数というグラフです。資料を見ますと、横軸が人口で、縦軸が人口1万人当たりの一般行政職員数となっております。これを見ていただきますと分かりますとおり、当市は類似自治体の中でも比較的人口の多い滝川市などと比べても人口当たりの職員数が高くなっております。近似曲線、このカーブ、描いたところが急激に上昇しているところは上昇するとコストパフォーマンスが急激に悪化することを示します。一番左にある歌志内というのは、一番悪化しているというのが分かると思います。一般的に過疎自治体では行政コストパフォーマンスは人口が減れば当然悪くなると。人口減に歯止めがかかりにくい当市でももし人件費抑制の改革を行う場合には近似曲線で非常に群を抜いて高い、例に出してしまいますけれども、歌志内の人口当たりのコストと同じようなことになると想定されます。そのようになってしまいますと、人口減少に伴う交付税がじり貧傾向をたどる中で性質別歳出に占める人件費の割合が高まるのは避けられないと思います。それにより住民福祉のサービスが低下し、質の劣化が懸念される所でございます。したがって、進取して何らかの対策を練っておかなければならないと考えますが、検討などはなされているのか、見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 将来的な人口当たりの人件費率の上昇についてでございますが、資料のグラフを見ますと総務省による給与、定員等の調査などで使われている類似団体との比較であるとお見受けいたします。給与、定員等の調査による類似団体は指定都市や中核市などを除く一般市の中で人口や市内の産業構造などが似た自治体を指しており、赤平市を含む類似団体の枠組みは人口5万人以下のくりにあるものと理解しております。一般行政職の職員数を各自治体の人口で割り返しますと、人口1万人当たりの職員数が計算されます。赤平市と比較いたし

ますと、類似団体とされている滝川市は当市よりも低いですし、同じく類似団体の三笠市や歌志内市では当市より高い数字が出ており、数値が高ければ人件費のコストが高いというご指摘であろうかと思えます。人口で割り返すデータとなりますと、どうしても人口が少なれば高い数値が出がちとなっております。類似団体という名前ではあるとはいえ、人口規模5万人ほどのまちと赤平市のように1万人を切るまちとでは単純な比較は難しいのではないかと考えております。人口の減少に伴って当然将来的に職員数は変わっていくものと思えますし、住民福祉サービスの質を確保すること、コストパフォーマンスを意識することは言うまでもなく重要なことと考えております。一方では、近年全国的に地方公務員の減少によって災害などの緊急時に対応する人員の不足や専門性を持った職員の不足が問題となっております。これらのことを踏まえつつ適正な職員数につきましては様々なご意見を伺いながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 前の質問と同じで、答弁を聞いていると何か自分が言っていることをなぞってもらった点が多いので、それは分かっているのだけれども、進まないのはどうしてなのかというふうな複雑な気持ちが湧いてくるのです。何が足りないかということ、行革推進室並びに市長のやっぱり具体的なビジョンが示されていないのではないかと思うのです。私は、こういう資料を作って、どういうふうにするのかというのは自分で判断する。行革推進室というのはデータを基に類似団体、近隣、そういうふうなものを使って判断するというのは当然なことなのだと思いますが、類似団体では、近隣都市では、先進取組地域では、では、では、出羽守だとは自分で何やりたいのだというのが見えないのです。

私これについては再質問ちょっとしてみたいと思います。今ちょっと読んでみます。グラフを、最初のほうのグラフで直線のグラフがあったと思うの

ですけれども、これを参照にしながら読むと分かりやすいです。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員、資料何番になりますか。

○3番（鈴木明広君） 資料の1の3、類似自治体の一般行政職員数。

○議長（竹村恵一君） 資料3と書いているやつですね。

○3番（鈴木明広君） そうです。

○議長（竹村恵一君） 資料3と書いている資料をお願いいたします。

○3番（鈴木明広君） 読みながらお願いします。

適正な数値について各自治体によって様々な要素が絡んでくるので、単純に比較できないという多分答弁だろうと思います。単純には比較できないと。資料のグラフにあるこの分散しているところの平均値を取るのを近似曲線というのですけれども、これこの場合直線になっておりますけれども、近似直線は一次関数で表しますとおよそ1,000分の5 X プラス80です。すなわち、Y切片、Yのところと重なるのがやっぱり先ほど示した80なのです。これ偶然ではないと思うのです。自治体を運営する上で職員のベースになる数値というのは私この80ではないかということ考えたのは、こういうふうなものをつくってからののです。さらに、身近な例を申し上げますと、同じ空知管内で栗山町の人口はおよそ1万1,600名でありまして、一般行政職員数は令和2年4月時点の101名で、人口1人あたりは約87名となっております。翻って当市は人口9,906名に対し一般行政職員数は114名で、1万人あたりでは約115名となっております。私は10年後の一般行政部門職員数の目標を80にして行政改革に取り組まないと、途中からいきなり減らすとか、そういうのは難しくなるのではないかと思います。望むところは、具体的な目標、数字なくして改革を推進しようとしても恐らく職員のモチベーションは高まることはないのではないかと察せられます。また、今後5年、10年と時が過ぎていくにつれまして多くの市民の方々が感覚的にこの

人口規模と職員数の適切な適正な数のバランスを気に留めるようになるのではないかと想像するに難くはないです。行政コスト削減のための業務適正化は、行政改革の基盤であります。私は、これは先送りは絶対許されないとします。この問題に対し市長並びに室長がリーダーシップを発揮しなければならないと思います。強い決意を持って改革に臨む姿勢を堅持するためにはやはり、しつこいようですが、具体的な適正職員数の数値目標を掲げて改革に当たるべきだと思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 議員ご指摘のとおり、行財政改革を確実に進めていくためには適正な職員数を推計し、計画的な職員採用を考えていかなければならないものと考えております。今後におきましても、先ほどのご指摘にもありましたけれども、今後においても類似団体の状況等を参考としながら適正な職員数について研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] ここで、この段階で幾ら目標上げろといっても出てきそうにはないので、今日はやめておきますが、ぜひとも行革推進室が機能しまして、各課で話合いが進んで、実効性を持った計画を立てて、滝川市などが取り組んでおりますが、ホームページを見ると、非常に財政危機感がある滝川市のホームページをぜひ御覧いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。項目5としては、持続可能な行政ガバナンスのための職員の中途採用についてということ伺いたしたいと思います。2006年に夕張市が財政再建団体への移行を表明後、猛烈な行政リストラが行われました。2007年に地方財政健全化法が成立したところでありますが、中山間地域での財政状況は押しなべて悪くて、当市も2007年には連結赤字比率が高い値を記録し、財政健全化団体入りになるのではないかとささやかれました。赤平市財政健全化計画2007年3月の下に

行財政改革をより強化することを目的に一般職員給与30%を削減し、普通会計職員数、消防職員数を含む、を2006年度216人から2013年度に155人に削減したわけでございます。この15年前のいわば大リストラ効果で、これは結果として第2の夕張市にはならず済んだと。大変つらい思いをしたということいろいろ聞いております。しかしながら、これが時が経ますと副作用として……資料がこっちに上がっていないですか、今日は。

○議長（竹村恵一君） 何番でしょうか。

○3番（鈴木明広君） 最後の資料で、職員数の数というのがあったのですけれども、上がっていないですか。

○議長（竹村恵一君） あります。

○3番（鈴木明広君） ありますか。

○議長（竹村恵一君） 資料6。

○3番（鈴木明広君） そうです。資料を御覧いただく……

○議長（竹村恵一君） 資料6を御覧ください。

○3番（鈴木明広君） 分かりやすいのですが、グラフを見ますと40歳から44歳が、グラフのところ、グラフと升で囲んであるところ、40歳から44歳が7人と45歳以上の職員構成状況と比較しますとかなり人数が少なくなっております。このまま退職が自然に進みますと、現在の40歳から45歳の方が課長職となる見込みの15年後に管理職となり、業務遂行の要となる重要な役職を担う人材が不足する蓋然性はかなり高まると思います。また、課長の絶対数が不足することにより行政運営上欠くべからざる法務、実務、接客等のスキル技術の継承が困難になっていくことを非常に懸念するわけでございます。これは、住民サービスの低下に影響を与える要因であると鑑みますと、適切な人員管理のためには即戦力となる人材の中途採用を積極的に取り組み、若手の育成の必要があるのではないかと思います。この件について見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 持続可能な行政ガバナンスの

ための職員中途採用についてでございますが、当市における年齢別の職員数に大きなひずみが生じておりますことの主な要因といたしましては、過去に当市の財政状況が悪化していた時期におきまして市民参加により策定した集中改革プランを皮切りに財政健全化計画、さらにはその改訂版に至るまでの計画にのっとり実施いたしました財政の健全化の取組により人件費を削減するために職員給与の削減や早期退職制度の実施に加えて、一定期間退職職員の不補充を実施したことが主な要因となっております。その後財政状況の回復に伴い職員の採用を行っているところでございますが、ひずみの解消には至っておりません。議員ご指摘のとおり、現在40歳代後半の職員が定年で一斉に退職しますと、急激に職員数が減少し、行政運営の技術継承や住民福祉サービスの低下に影響を及ぼしかねないと懸念いたしております。このことから、昨年秋に行われた本年4月採用の職員採用試験から対象の年齢を拡大して実施したところでございます。その結果、本年4月の採用者は4名おりますが、そのうち3名が民間企業での勤務経験がある職員となっております。その知識と経験の発揮が期待されるところであります。今後も職員の年齢構成を考慮し、中途採用にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） 〔登壇〕 答弁の内容はおおむね私が意図するところと同じなのでございますが、若干違うところがというか、ニュアンスとしてちょっとずれているのではないかと。そごを来しているところがあるというのは、中途採用すればいいのではなくて、平成31年のときに36歳から39歳、現在でいいますと40歳前半のところを集中的に中途採用しなければいけないと私は思うのですが、市長さんのご見解伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今ニュアンスの違いということで、まさにご指摘のとおりでございます。中途採用は行いましたけれども、今答弁で申し上げまし

たとおり、ご指摘のところの年齢帯のところの不足には改善には至っていないだろうというところだったと思います。まさにご指摘のとおりだというふうに思っております。ただ、年齢をあるところに限定しての採用というのはこれまたなかなかできないところもございまして、中途採用の中で民間企業での経験を赤平市の行政にも生かしてまいりたいということで中途採用を行ってきたところがございます。そごの部分、今ございましたけれども、今後とも中途採用も含めて職員採用、計画的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 ぜひとも将来的にバランスのいい年齢構成になるように、確かに年齢を絞ってというのは非常に難しいのは分かるのですけれども、特にそこに特殊な技能、ICTの専門家とか一人入れば当市にとっては物すごく役に立つのではないかと私思っているので、努力していただきたいと思ひます。

それで、最後の質問に移ります。件名3、公共施設等管理計画の今後10年間の見直しについてということで、項目1は除却費用のための財源についてということをお伺いしたいと思ひます。2019年11月号のダイヤモンド・オンラインに1,578自治体のインフラ危険度ランキングが掲載されましたが、北海道がトップスリーを独占しておりました。ランキングの作成方法は、1番目として2015年から17年度の3年分の普通建設事業費に占める更新整備費の比率である平均更新比率、2番目としては経常収支比率、3番目は自前の財源の豊かさを示す財政力指数の3つの指標からインフラ更新の余力の度合いを算出したものであるという説明が書いてありました。当市は平均更新比率が90.6%、経常収支比率、当時が約101%で、財政力指数は0.21で、インフラ危険のランキング、自治体中3位とワーストです、早い話。ワーストスリーとなっております。平均更新費比率が高いということは、当市では今後のさらなる更新整備費の増加に対応する余力がないということを示唆し

ておるといふ説明が入っておりました。また、経常収支比率が改善されたとはいえ、90を上回っている上に当然財政力が弱いので、建設以外の事業費を削減するのは困難であり、新たな更新整備費が充当できないことを示すものであると思ひます。記事の中で3位の赤平市については、当時誰かがインタビューを受けたか分かりませんが、市内の中学校の統廃合による投資がかさんだとあります。もし仮に今年度も同じランキング表を作れば、今度は小学校の統廃合による投資がかさんだので、再び上位ランクインに想像するのは難くないのではないかと思ひます。全国の平均更新比率が90%を超える市町村においては、普通建設事業に使う予算のほとんどが既存のインフラを更新するだけで精いっぱいであることがうかがえます。となりますと、別件の更新どころか補修や長寿命化の工事もおぼつかなくなるのではないかと懸念するわけでございします。ましてやほとんどが自主財源のみによる公共施設等の除却事業計画は可能なのでしょうか。当市の10年間では、10年間で約およそ9億円に及ぶ除却費用の確保はかなり難しいものになり、計画倒れになるおそれがあると思ひますが、見解を伺いたいと思ひます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 公共施設等総合管理計画における除却事業計画は可能なかということでございますが、当市におきましては平成28年に赤平市公共施設等総合管理計画を策定し、施設の統廃合、除却、長寿命化等に努めてきたところであります。国は令和2年度までに個別施設計画を策定、それを反映した公共施設等総合管理計画の見直しを令和3年度までに行うよう努力義務として要請されたところでございます。このたび個別施設計画並びに公共施設等総合管理計画の見直しを行ったところであります。ご質問の中で平均更新費比率、経常収支比率、財政力指数から算出されたインフラ危険度についてご指摘がございましたが、当市におけるこれまでの状況といたしましては、大型事業等の優先度により除却の実施ができずに現存している施設が多い状況

となっております。しかしながら、公共施設の総量が多い当市におきましては、将来の負担軽減や防犯、防災等の観点からも遊休公共施設となっており、今後の利活用が見込まれない施設については除却をしていかなければなりません。このようなことから、計画の中で10年間に期間とした除却の実施を盛り込んだところがございます。財源につきましては、大変厳しい状況ではございますが、鋭意努力してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 答弁にございました大型事業等の優先度により除却が実施できなかった、これは何を表しているかということ、スクラップ・アンド・ビルドの補助事業に力を入れ過ぎていて除却が進まなくて、できない部分の面積が広がったということのあかしであると思います。そこを直していくには切るところが出てくると思うのですが、その判断も難しくなります。

それで、再質問として、除却費については性質別では物件費となるのですが、まず今までどのぐらいかけてきたのかということをお伺いしたいと思えます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 除却費についてはこれまでにどのくらいの費用をかけてきたのかということですが、公営住宅につきましては公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画的な建て替えや改善、修繕を実施しており、管理戸数の減少に一定の成果が出ているところであります。そのほかに一定の面積を有する施設で除却、もしくは管理物件でなくなった施設といたしましては愛真ホーム、平岸中学校、山手地区集会所が主な物件でございまして、これらの施設につきましては基金の活用や売却等により実施できたもので、単独事業での除却はほぼ実施ができなかったのが実情であります。そこで、どのように財源確保し、除却を進めていくのかということですが、除却のみの事業につきましては今のところ財源充当のある起債は過疎ソフト事業がござ

いますが、上限の枠もあるため他の事業との調整が必要となってまいります。議員からご指摘の除却を進めていくためには何かを削らなければならないということは、ご指摘のとおりだと思っています。単独事業の抑制や過疎債のソフト事業の活用、その他有利な財源を模索するなど除却費用の財源確保に努め、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 過疎ソフト事業を充てるというふうな話があったのですけれども、過疎ソフト事業の中身を精査してまいりますと削るのが非常に難しい事業が多いので、現実的には財源は捻出するのは非常に難しいのではないかとというのが私の考えでございます。その中でも20%という目標立てたのですから、進捗状況を改善して行って、邁進して、ぜひとも達成していただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

---

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時09分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)